

平成30年第4回まんのう町議会定例会

まんのう町告示第132号

平成30年第4回まんのう町議会定例会を次のとおり招集する。

平成30年11月26日

まんのう町長 栗田 隆義

1. 招集日 平成30年12月4日

2. 場 所 まんのう町役場議場

平成30年第4回まんのう町議会定例会会議録（第2号）

平成30年12月5日（水曜日）午前 9時30分 開会

出席議員 16名

1番 鈴木 崇 容	2番 常 包 恵
3番 小 山 直 樹	4番 京 兼 愛 子
5番 竹 林 昌 秀	6番 川 西 米希子
7番 合 田 正 夫	8番 三 好 郁 雄
9番 白 川 正 樹	10番 白 川 皆 男
11番 大 西 樹	12番 松 下 一 美
13番 三 好 勝 利	14番 大 西 豊
15番 川 原 茂 行	16番 田 岡 秀 俊

欠席議員 な し

会議録署名議員の指名議員

10番 白 川 皆 男	11番 大 西 樹
-------------	-----------

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 多 田 浩 章 議会事務局課長補佐 平 田 友 彦

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長 栗 田 隆 義 副 町 長 栗 田 昭 彦
教 育 長 三 原 一 夫 総 務 課 長 長 森 正 志

企画観光課長	常 包 英 希	税 務 課 長	池 下 尚 治
住民生活課長	細 原 敬 弘	福祉保険課長	佐 喜 正 司
会計管理者	東 原 浩 史	健康増進課長	久保田 純 子
建設土地改良課長	池 田 勝 正	農 林 課 長	森 末 史 博
琴南支所長	萩 岡 一 志	仲南支所長	見 間 照 史
教育次長	脇 隆 博	学校教育課長	香 川 雅 孝
生涯学習課長	松 下 信 重	地籍調査課長	岸 本 広 宣

○田岡秀俊議長 おはようございます。

ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○田岡秀俊議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、10番、白川皆男君、11番、大西樹君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○田岡秀俊議長 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

5番、竹林昌秀君、1番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 おはようございます。時雨が降り続いて、しっとりとした秋となりました。私もトラクターで年内に田んぼを使っとかないかんと思うんですけど、ぬくいので、使うとまた草が伸びるな思って、いつトラクターを使おうかと迷っているところです。中山間直接払いの書記をしょって、農地の多面的機能保全の集落代表をしょりまして、人に指摘されるようなことはできないというか、そういう立場で、南京と里芋ぐらいしかようつくらのですけども、そんなことで日々を送っております。

さて、私の一般質問は今回も3本であります。真っ先に質問を終えて、ほかの人に、先、立派なことを言われるとどう言うてええかわからないので、1番目を希望しておいて、皆さんが出てこないから1番目が続いております。

第1問目は、この12月議会というのは、執行部にとっては予算編成の真ただ中ですね。恐らく10月の下旬か11月の初めに予算編成方針が伝えられて、各所管職員たちは予算案をつくっているんじゃないかと思います。12月に入ると財政当局との役場の中の打ち合わせが一番繁忙な時期にこの12月議会ということで、まことに御苦労さまです。

それで、私たち議会人が新年度予算への要望を出すとしたら、今がチャンスです。町の予算は役場の中の内部調整をしっかりとやって、諸団体との調整があって、県の方針、県単独補助金とかの調整があって、政府の交付金との調整があって、3月に出てくる予算案になってしまつたら、もうどうにもこうにも動かしようがないと。3月の予算審議は執行をめぐる留意点とか、そうしたことになるんだろうと思います。そうしますと、この12月議会で予算編成の考え方を問い、極力具体的な話ができておれば、住民代表として議会人の意向も盛り込まれるのじゃないか。そういうタイミングに際しまして、新年度予算編成のために前年度の財政事情がどうだったのか、前年度の決算審査を通じてもう少しこうしてほしい、あれはもう役割終わってるんじゃないのか、それからあれはもう無駄だ、時代おくれになった、やめたほうがいいとか、9月議会が前年度の評価ですよね。そしてこの12月議会は予算編成方針について少し何か議会人として貢献できたらというのが私の念願でございます。

そこで、町長に問います。平成29年度末の財政の評価、町長は財政事情をどうつかまえておるのか、逼迫しとんか、それとも政策裁量の余地があって、自在に施策事業を展開できると見ておるのか、町長の見解を問います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の、新年度予算の編成のために平成29年度末の財政の評価を問うという質問にお答えいたします。

最初に、本町の財政運営につきまして、別紙お配りいたしておりますが、12月議会参考資料「まんのう町財政健全化指標の推移」により御説明申し上げます。

別紙上段の表に財政健全化五つの指標を合併当初から平成29年度まで表記しておりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率につきましては、実質収支が合併当初から黒字、また、資金不足がなかったため、全てマイナス値となっており、パーセント表示数値がない状態で、いわゆる健全な段階であることをあらわしております。

次に、実質公債費比率につきましては、平成18年度15.8%だった数値が、上段グラフでもおわかりのように右肩下がり、平成29年度では平成28年度と同様に7.0%と最も低い値となっており、健全化基準である25%の早期健全化基準をはるかに下回っておりますことから、この数値も健全な段階であると言えます。

次に、中段下のグラフ、将来負担比率につきましては、平成19年度からの数値になりますが、当初98.0%であった数値が徐々に逡減し、26年度から29年度まではマイナス値となっており、この数値も350%と言われる早期健全化基準をはるかに下回っておりますことから、健全な段階であると言えます。

また、別紙最下段の平成29年度に係る財政健全化判断比率の県内ランキングを見ますと、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は全市町赤字比率なしであり、実質公債費比率は県内平均7.2%のところ、まんのう町は7.0%、ランキング12位になっております。

将来負担比率は県内平均31.6%のところ、まんのう町はマイナス値であり、ほか7

市町と同じく 1 位タイとなっております。

資金不足比率につきましては、全市町資金不足比率はない状態となっております。

これらの自治体財政健全化法に基づく数値から判断しますと、現在のまんのう町財政は極めて健全な状態であると判断されます。

しかしながら、平成 32 年度で当町歳入の約 4 割を占める地方交付税の合併特例激変緩和期間が終了し、平成 27 年度対比マイナス約 10 億円となることや、地方債の元利償還金が平成 30 年度から 14 億円を超えていることなど、今後、厳しい財政運営を余儀なくさせられます。

これらのマイナス要因を踏まえ、今後の財政運営に取り組むべき課題は、自主財源のさらなる確保、人件費、物件費、補助費などの経常経費の削減、事務事業の見直しによる歳出削減などが上げられます。この課題に鋭意取り組み、全職員一丸となって知恵を絞り、工夫をしながら持続性のある健全な財政運営に取り組んでまいりたいと思います。

以上で竹林議員からの答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 皆さん、ちょっとタブレットをアップしていただけますか。初めて議員の側からタブレットで説明するという実験でありまして、平成 30 年第 4 回 12 月定例議会一般質問というところ、そこに竹林議員というのが出てきます。それを開いてみてください。

本町は議会基本条例を制定して、議員報告会、議会報告会をやり、広報誌を出し、タブレットを導入し、多分、全国でも最先端の議会改革が進展しているんだろうと思います。よそからも視察がいっぱい来ております。

タブレットという装置を町が調達して、我々、執行部と議員に配ってくれているわけですが、使いこなす、なれていくのは、我々、苦心惨たん、冷や汗をかきながら、本議会もその初めての試みで、皆様、ちょっと手間どりますが、おつき合ってください。誰かが一歩記せば、もっと上手にやってくれる人ができるだろうと思います。

竹林議員というところの実質公債費比率というところを開いてみてください。棒グラフがついてますね。

これ、ちょっとタイマーとめてくれたら、私、助かるけど、それはいかんのか、どうやら。

出てきましたか。縦の棒グラフね。議会一般質問というところで。出てこん。これ、ちょっとタブレット演習時間にしていいただいたら。

香川県で実質公債費比率というのは、財政規模に対して借金払いの率がどれだけあるかということです。町長の御報告だと、合併したとき 15.8% があったのが、今、7%で、合併したときから半分に下がると。高度情報基盤をやりながら、PFI の 28 億円の契約をやりながら、公民館の増改築やいろんなことをやりながら、これは事務方をほめたえないかん。有利な財政資金調達して、町の償還負担が軽くなるような運営をしている

わけで、これは事務方の努力ですよ。町長は大きな決断をしましたけれども、それを事務方が支えておるということでございます。

これをちょっと見てみましょう。一番実質公債費比率が高いのはさぬき市です。そして、琴平、丸亀、観音寺とあります。観音寺は庁舎とホールやりました。丸亀、ことし、庁舎の設計業者を、今、選びよる途中です。これからまだ上がるんです。

うちの町は、これ、平成28年度決算なんですけど、5番目に高い位置にはあるけども、7.0というところにあるわけです。そして、その下に将来負担率とあります。将来負担率というのは町の一般会計だけじゃなくて、国保や水道とか特別会計も含めて、公営企業会計も含めて、第三セクターへの負担も含めて、中讃広域とか行政組合への将来負担も含めた計算ですね。これは本町はもう数字が出てこない。計算できんぐらい低いということで、一般会計だけじゃなくて、会計騰落が極めて健全だと、こういう県内での位置にあることを御理解いただいたらと思います。

そしてもう一つ、資料2というやつ、定例議会一般質問、竹林昌秀の資料2です。これは昭和51年から、私が役場に入ったのは昭和56年です。51年から今までの基金指数、基金が何ぼあるか、どれだけあるかです。財政規模に対して持つとる基金総額、昭和50年から青い折れ線グラフが、これが仲南町です。仲南町は基金力というのは、これ、結構持つとったんですね。合併するとき、ちょっと実は持つとる基金が多過ぎるからいうて、健康センターの増築したり、二宮飛行館建てたぐらいで、基金力はこれぐらいあったわけです。標準財政規模の、これは70%ぐらい基金総額持つとったということです。

その次に、黄色の折れ線グラフがあります。合併したとき、うちの町は基金率は大体38%ぐらい、標準財政規模の38%ぐらい持つておったんです。ところが、今、標準財政規模が8割ぐらい持つとるわけで、基金力の総額は、この折れ線グラフから見ると、極めて、合併以来、上がり続けたということです。これはうちが税収がようけあるというわけじゃなくて、合併特例措置がよくきいたと、そういうことでありますけれども、そういう状態を示してます。

それから、下に財政調整力指数というのがあります。これは昭和51年から、青の折れ線グラフは仲南です。仲南は、これ、合併前やけど、財政調整基金は上り続けよったと。琴南もたまり続けよったんです。公共事業をやめてしたらたまるんじやがいうて、町長さん、言いよった。そういう状態で合併したと。財政が行き詰まったから、琴南、仲南が合併したんじゃないんですね。

それで、この黄色の折れ線グラフになると、財政調整力基金どかんといきますね。標準財政規模のうちの町が、一時、60%ぐらいまで上がとったのが、10億円、目的基金に移しましたから、こういう状態になってます。

ちょっと、次、その裏を見てください。これは昭和51年から、やっぱり青が仲南町で、実質公債費比率、黄色がまんのう町です。仲南の時代には大体16台に一遍上とったけども、13か14ぐらいで横ばいになつとる状態で合併して、合併すると、15.8だっ

たのが、下がり続けて7になっということです。

それから、将来負担率は、これは新しくできた指標ですから、古いのがない。これは一貫して下がり続けて、ゼロを切つとると、こういう状態なわけであります。

もう一つ、もとの資料1に戻って1枚目をめくってください。基金力というやつ。資料1の1枚目、これを見ると、県内で一番金を持つのは直島町で、まんのう町は4番目です。最下位が高松です。多度津、坂出、観音寺、琴平とか丸亀とかは厳しい状態にある。財政調整力は本町は3番目です。財政調整基金は3番目に持つと、こんな状態です。

うちの町は、全国で財政調整基金を持つ順番は、1，700市町村がある中で146番目です。自信持ってやろうじゃありませんか。これは政府の制度が支えてくれているわけで、私どもの町が借り入れたお金は100%政府が元利償還金認めてくれてるのが臨時財政対策債です。これがうちの借りたお金で圧倒的に多い。そして合併特例債と過疎債と辺地債と、まだ地方交付税が裏補填している仕組みがあるんじゃないかと思って総務課長に質問したままになってますけども、我々がためた郵便貯金やかんぽ生命のお金、年金のお金、雇用保険のお金、労災保険のお金は財務省理財局に集まって、財政投融资に向けて、農協のお金も、百十四銀行も、百十四銀行も新宿支店と日本橋支店で運用している。三菱銀行が融資するところに追随してやってますよね。香川県のお金はみんな東京へ持っていかれよるんです。香川県の発展のための投資にお金を回さないかん。市町村財政が緊縮財政ばかりでいいのだろうか。一旦、財政投融资に集まったお金を地方に還流させねばならない。当然、返還の負担、その数値を見ながら、実質公債費比率と将来負担率を見れば、間違ふことはない。これを見忘れたら大失敗が起きる。

今や地方財政白書は夕張が後始末に苦労しているだけ。青森県大鰐町は財政再建団体を脱した。あらゆる指標が、地方が緊縮財政を十数年続けた結果を示している。

総務省の自治財政局の審議官は、財務省と今やり合ってます。地方が金を持ち過ぎとるやないか、財務省が切り込んできよりますね。我々積極的に資金調達に動かねばならない。この財政感を町長に問います。積極的資金調達に向かう財政運用をするのかどうか、町長の観点を問います。

○田岡秀俊議長 答弁、町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再質問にお答えいたします。

先ほどもお答えいたしましたとおり、これからの自治体財政健全化法に基づく数値から判断いたしますと、現在のまんのう町は町財政は極めて健全な状況にあると判断をされます。

しかしながら、平成32年度で当町歳入の約4割を占めております地方交付税の合併特例激変緩和期間が終了し、平成27年度対比マイナス約10億円となることや、地方債の元利償還金が平成30年度から14億円を超えていることなど、今後、厳しい財政運営を余儀なくさせられます。

これらのマイナス要因を踏まえ、今後の財政運営に取り組むべき課題は自主財源のさら

なる確保、人件費、物件費、補助費などの経常経費の削減、事務事業の見直しによる歳出削減などが上げられます。これらの課題に鋭意取り組み、職員一丸となって知恵を絞り、工夫をしながら持続性のある健全な財政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

○田岡秀俊議長 再質問、竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 私も町長と全く同感で、種々多角的に見ないかんのですね。激変緩和措置が終わるのは大変心配なことです。

ただし、町長にもう一つ問うておきます。その年の歳入はその年の住民のためのものである。むやみに使い残してはならない。なぜならば、積み立てる年の住民たちは亡くなるかもしれない、転出するかもしれない。施設ができた後の住民が恩恵を受けるのであるから、できた後の住民が負担するのは当然である。こういう理由で水道や義務教育施設のお金は調達するわけです。水道や義務教育施設に借りたお金を償還しているのは、お金がないからではありませんね。住民の負担の公平のためにやっているわけですから、このことを事務方の皆さん、よく御承知いただいて、積極的にそういう仕組みを使っていたらということであります。

町長、問います。その年の歳入はその年の住民のために使うのが財政の教科書の教えである。これをどう思われますか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の再々質問にお答えいたします。

その年の予算はその年に使うべきである。これはもったもであらうと。

○竹林昌秀議員 予算じゃなくて歳入。

○栗田町長 歳入、使うべきものであるということは十分承知をいたしております。そのために、できる限り儉約をするといいますか、効率よくその財政を使っていきたいと思います。極力積み残しがないようにしていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 無駄なく効率的にですね、それは全くそのとおりで、それではちょっと具体的に聞きます。

実質単年度収支が平成29年度予算で赤字になったと、9月の施政方針演説で経過報告で町長は述べられました。この理由を問います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の、平成29年度の実質単年度収支が赤字になった理由を問うという質問にお答えいたします。

平成29年度決算において、実質単年度収支が赤字になった理由は2点ございます。

まず1点目に、歳入において地方交付税が約1億2,000万円減少、財産収入において基金運用益が約1億円減少したと同時に、歳出におきまして、投資的経費であります琴南支所改修工事約3億5,800万円、地方創生拠点整備事業に約1億7,000万円な

どの事業経費が増加したことにより、単年度収支が２億５，０００万円の赤字となったところでございます。

２点目に、財源調整のために合併後初めて財政調整基金を３億４，０００万円取り崩したことなどにより、結果的に実質単年度収支が５億７，４４９万２，０００円の赤字となりました。

なお、単年度収支につきましては、合併後１２年間の決算の中で７回、７年度赤字となっており、実質単年度収支は平成２４年度、２５年度、２７年度にも赤字となっており、特に２７年度においては、財政調整基金から１０億円取り崩し、子ども未来夢基金へ積みかえたことなどにより、約７億７，０００万円の赤字となっておることを御報告させていただきます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 具体的に項目を上げて説明していただいてありがとうございました。そうだろうと思います。私は、繰上償還、このために基金取り崩したのがきいている。繰上償還は金利が高いのを借りとった場合、それから実質公債費比率が高過ぎる場合、そういう場合にすべきものであって、年度間の住民の公平な負担からすると、むやみにすべきでないと思うが、町長の考えを問います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

繰上償還を行った判断基準は何かという御質問でございます。

平成２７年度において、５億８，２２８万８，０００円の繰上償還を行いました。これは、平成２３年度までに銀行等から借り入れた合併特例債を中心に償還年度を繰り上げて元金を一括返済したものであります。なぜ繰上償還を行ったかといいますと、平成２３年ごろより中長期財政計画において、実質公債費比率を下げることに及び平成３０年度ころから１０億円を超える元利償還金を少しでも下げるために、繰上償還を合併特例期間最後の年であります平成２７年度に計画していたものでございます。この繰上償還を実施するに当たり、積み立てていた減債基金が平成２６年度末時点で１１億となっていたことから、その基金を６億円取り崩し、この繰上償還に充当いたしました。繰上償還をしたことによって、実質公債費比率が８．４％から１．４ポイント下がり、平成２８年度及び２９年度決算において７．０％となりました。

さらに、繰上償還をした場合でも、合併特例債において後年の交付税で元利償還金の７０％を措置することには変わりはないことから、繰上償還を実施したものでございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 現実の財政運用、行政の運用からすれば、種々、観点はあろうかと思いますが。運用の方針であって、それは選挙の洗礼を受けた町長が堂々と初心を貫いていただければ結構であります。

私が申し上げているのは、一つの物の目安でありまして、教科書的に言うと私のような

ことになろうかと思いますが、現実問題はそれほど単純ではないかと思います。この後も事務方のしっかりした支えを得て、ますます健全な財政運営をされることを御期待申し上げます。

それでは問います。基金残高、どれぐらいが適正かと思いませんか。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の、基金残高の適正水準を問うという御質問にお答えいたします。

別紙１２月議会参考資料の裏面にあります平成２９年度末香川縣市町標準財政規模、基金及び地方債残高にありますように、当町は平成２９年度末で財政調整基金が２９億９，５９４万２，０００円、減債基金が１２億２９５万８，０００円、その他特定目的基金が３０億５，３２６万６，０００円あり、基金総合計で７２億５，２１６万６，０００円あります。

まず、財政調整基金につきましては、標準財政規模の１０％から２０％が適正とされており、本町は平成２９年度の標準財政規模が約６７億円であるため、６億７，０００万円から１３億４，０００万円程度が適正な基準とされております。つまり、現時点では約３０億ある財政調整基金は倍以上の積み立てがあり、十分に余力があるということになります。

この財政調整基金は、大規模災害などの予期せぬ事態が発生した場合、国や募金などの支援があったとしても、その２分の１程度は不測の事態への備えとして確保しておくことが必要であると考えております。

また、公金の保管・運用に係る安全対策として、金融機関からの借入残高との均衡を保つ面からも、今後、財源調整として取り崩していったとしても、最低で１０億円程度は確保しておく必要があると認識いたしております。

次に、別紙１２月議会参考資料の裏面にあります平成２９年度末香川縣市町標準財政規模、基金及び地方債残高の表をごらんください。

平成２９年度決算における当町の基金残高は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金合わせて約７２億円であり、地方債現在高は約１２６億円であります。借金であります地方債残高１２６億円から貯金である基金残高７２億円を引くと約５４億円となり、標準財政規模が６７億円なので、標準財政規模を下回っている状態であります。

この計算式を用いて県内ランキングをつけた場合、まんのう町は１７市町中８番目となります。ランキング１位が実質公債費比率及び地方債残高が一番少ない綾川町となり、地方債現在高が約１，７５２億円で一番多く、地方債残高から基金を引いた金額が標準財政規模を大きく上回っている高松市が１７位で最下位となっております。

次に、臨時財政対策債、辺地債、過疎債、合併特例債など元利償還金の１０割や７割を地方交付税で補填される金額を除く実質地方債残高につきましては、平成２９年度末約１２６億円のうち交付税算入見込み額が約１０１億円あり、残高から差し引くと約２５億円

となります。この２５億円が実際に町が負担すべき公債費となります。

これは、合併後も過疎、辺地、合併特例債など地方債補填率の高い有利な起債を借り入れた結果であり、今後も有利な地方債を借り入れることで、将来の財政負担軽減を図る所存でありますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 事務方、お手柄ですね。町長は平成２９年度で、実質、うちが借りておるお金は２５億円だと報告されました。私は平成２７年度ので、ちょっと私もうちの町の財政を論文に書いて自治研究で発表したんですが、それだと、町長の言うたの、１年前だと、うちが借りとるのが１２２億９，８００万円です。地方交付税補填額が９５億８，７００万円です。２７億１，１００万円、うちは実質払わないかんのやというのが私の計算なんですけど、町長のは、１年たったら、また２億円下がってとるんで、非常に卓越した財政運営をされてるわけですね。怖がる必要はありません。今、この地方債残高の総額で見ると、うちは大きいです。しかし、交付税補填のばっかり使っとる。すばらしい。この運用手法を貫きたいですね。私の言いたいことはこれに尽きます。

ちょっと申し上げたいのは、広報のこししの６月号に財政状況を報告しとる。これ、３月末時点の財政状況で、決算でないですね。こししの途中です。４月に政府からの交付金や県からのがどかどか入って、ごそつと金入るから、２カ月で出納締めるまでに動きまですから、これを見てもあんまりようない。

それで、この広報の１２月号に９月末の財政状況、今年度の年度途中を、年度途中ばかり年２回報告して、予算の説明と決算の説明が広報に載ってない。私は、５月の広報で成立した予算の説明をしてもらって、１１月か１２月の広報で前年度の決算の解説を、きょう、町長が我々に、今、本会議場で述べられた地方財政健全化の指標、これを使った説明をしていただきたい。単年度のこの数字だけ載せられたって、何やさっぱりわからん。指標で判断する。町長、いかがでしょうか、私の提案を。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 竹林議員さんのただいまの質問にお答えしたいと思います。

新年度予算の概要につきましては、ちょっと記憶が、私、はっきりしておりませんが、たしか広報で概要は説明させていただいております。

ただいまの決算の分につきましては、発信の仕方、よりわかりやすい住民へのアピールということで検討させていただくということで御理解いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 事務方の工夫にお任せしたいです。

もう一つお願いしておきたい。町の総合計画や過疎自立計画において、歳入歳出だけの将来展望を書かれたんではあんまり意味がない。やっぱり将来の基金残高と地方債残高、それも地方交付税裏補填分を除いた額も合わせて、実質公債費比率と基金率の比率も載せ

た先行き見通しの予測計算をすることが非常に大事ですね、展望。

私のいた会社では、経理の一番優秀な人は設備投資をやる。設備投資やって、財政計画、経理上の会社の展望を書く仕事をするんですね。予測するということが非常に大事になる。予測しておけば、外れた、当たった、見通しどおりやったという反省ができるから、だんだんだんだん知恵が蓄積されますね。いかがですか。歳出と歳入だけの予測計画を立てないでほしい。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 竹林議員さんのただいまの質問にお答えします。

予算編成につきましては、単年度だけでなく、将来を見通して中長期の計画も立てておりまして、それに基づいてバランスよく考えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○竹林昌秀議員 それでは、2番目の質問をさせていただきます。

本町が公共施設総合管理計画を立てているはずでありまして、私が退職するころ、総務課がそれと格闘しとったような気はしますが、その内容の説明を受けたことないし、ネット上、ホームページに載ってないですね。この内容の説明を求めます。何のために策定を総務省が求めたのでしょうか。これもあわせてお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の、町の公共施設総合管理計画の内容を求めるとの御質問にお答えいたします。

国の要請を受けて、当町でも、平成27年度から2年間かけて本計画を策定いたしました。この計画における対象施設は本町が保有し、または借り上げております全施設を対象としており、分野としては庁舎や小中学校などの建物系公共施設、道路、橋梁等の土木系公共施設、上下水道などの企業会計施設でございます。

計画期間は計画書にも書いてありますように、平成29年度から平成38年度までの10年間としておりますが、社会情勢の変化や事業の進捗状況等に応じて見直しを行うものであります。

具体的には、1981年の新耐震化基準以前に建築された施設が全体の35%を占めており、築後30年を超える施設では、一般的に大規模改修が必要とされております。現状規模のまま建てかえを行った場合について、総務省の試算ソフトにより、大規模改修で建てかえなど施設ごとの基準単価を使い計算すると、今後40年間で建物系公共施設の更新費用が502億6,000万円の資金的経費を要し、年平均すると毎年12億6,000万円かかる試算となりました。

また、道路につきましてはの更新費用は、40年間で233億1,000万円の更新費用を要し、年平均すると毎年5億8,000万円かかる試算となり、橋梁の更新費用は40

年間で35億7,000万円の更新費用を要し、年平均毎年9,000万円かかる試算となっております。

このように多額の費用を要する公共施設等について、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持していくためには、公共施設などを全て現状のまま保有し続けるのではなく、長期的な視点に立って人口推計や住民のニーズの変化を見据えた統廃合の適正規模を検討することが今後の重要な課題であると認識しております。

また、何のための策定を総務省が求めたかという質問にお答えいたします。

公共施設の老朽化は社会的な問題となっており、将来の公共施設等に係る建てかえや改修などの更新費用の増加が予測されております。さらに厳しい財政状況が続く中、人口減少等により、公共施設等の利用需要の変化も予想されます。これらの現状から、早急な全体状況の把握を行い、長期的な視点から更新、統廃合、長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減、平準化するとともに、公共施設の最適な配置を実現することが必要となったことから、国においてインフラ長寿命化基本計画が策定され、各地方公共団体において、こうした国の動きと歩調を合わせ、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために計画策定が求められたものでございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 よくわかりました。それで、町役場の職員たちはそれを理解しておいて、それをどのように活用しておるのか、その現状を、本町の基本方針、方向性は職員たちに浸透しているのかどうか、これを町長に問います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの、本町の基本方針、方向性を問うの御質問にお答えいたします。

基本の方針といたしましては、建物系公共施設では遊休施設や廃校などの有効活用、ユニバーサルデザインの視点によるバリアフリー化の推進、町全体で適正な配置を図るため、公共施設の効果的、効率的な管理運営の推進を上げております。

また、インフラ系公共施設としては、安心して快適な環境整備のため、計画的な道路改良、整備への取り組み、災害に強いまちづくりのための改修、費用対効果のバランスを考慮しながら長寿命化を図り、維持管理に係る費用の縮減を方針に掲げております。

しかしながら、今後は財政状況はさらに厳しくなることが予測され、現状のままの施設の規模を維持することは困難であると考えられます。将来にわたって持続可能な行政サービスを維持していくため、公共施設などを全て現状のまま保有し続けるのではなく、長期的な視点に立って、人口推計や住民のニーズの変化を見据えた統廃合や適正規模を検討することが重要な課題でございます。

また、国は平成32年度末までにこの計画をベースとして、さらに詳しく個々の施設ごとに個別計画を策定するよう各自治体に要請しております。それを受けて、本町でも31年、32年度において個別計画策定に向けて取り組み、ファシリティマネジメントによる

長寿命化対策や維持管理、運営コストの適正化を図りながらさまざまな課題の解決と、将来のまちづくりを進めていきたいと考えております。

また、公共施設等の管理計画の庁内の理解につきましては、本計画の策定に際し、各課に対し施設調査及び施設類型ごとの課題や方針の決定に関して調査を実施し、取りまとめを行い、策定しており、庁内職員の理解を得た計画としております。

また、この計画に基づき事業の実施を行っているところでありますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 本町の合併後、大きなのは公共施設の統廃合とかこっちでしたね。非常に慎重に町長対応されて、円満な町内のコンセンサスができたものと心より敬服しております。

それで、新たに整備すべき施設の可能性があるのかどうか。今までのものの維持、お守りだけでもいかんだろうというところ、何か考えていかないかなというところがあれば、町長のお考えを問うておきたい。新規計画のあるやなしや、これを問います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の、新たに整備すべき拠点施設等の検討を行う可能性と問うの御質問にお答えいたします。

新たに整備すべき拠点施設の検討の可能性については、個別計画の策定や中長期計画にあわせて検討を行ってまいりたいと考えております。

調達する財源につきましては、国、県の補助金や有利な合併特例債、過疎債などを積極的に活用することを考えております。

また、維持管理と増改築の年度別展望についてでございますが、先ほども申し上げましたように、国では32年度末までにこの公共施設等総合管理計画をもとに、さらに詳しく個々の施設ごと個別計画を策定するよう要請いたしております。それを受けまして、本町でも本年度以降、個別計画策定に向けて取り組み、長寿強化対策や維持管理、運営コストの適正化を図り、将来を見据えたまちづくりを進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 年度間計画を議会も一致協力して協議してまいりたいと思います。

周南市が公共施設白書と、こんなものをつくつとる。公共施設再配置計画、こういうようなこと仕事しよったら、職員何人おつても足らん。ちょっと仕事のための仕事という気もしないでもない。要ることだけ要点を追った事務処理することが大事ですね。作文したらええんじゃないですね。渡しておきますから、使ってください。

私は災害対策本部の拠点の、土器川、金倉川のテレビカメラが映って、水位計が、雨量計が出る、災害対策本部の施設が要ると思ひよるんです。それと、福祉と介護と医療と健康増進と地域福祉を統合的に運用する地域包括医療福祉の一体化運用、これをどう取り上

げるのか、それも視界に入れていただきたい。お願いとして2本目を終えたいと思います。

○田岡秀俊議長 2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 法令遵守、いわゆるコンプライアンスの本町の課題を問い、組織の内部統制への方針の説明を求める。

法令遵守とは何か。職員たちの啓発はどうしておるのか。ゴーンさんは、今、追い詰められております。オリンパスは性能をうそつuitった。神戸製鋼はエンジンの性能数値は。民間企業において法令遵守の危機があったところから、総務省は早速にこの対応の研究会を開いて、地方自治法改正の対応に出ております。これへの準備を問いたいわけですが、まず、コンプライアンスとは何か。職員たちの啓発をどうしているのか、そこをお尋ねします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員の、法令遵守、コンプライアンスの本町の課題を問うという御質問にお答えいたします。

昨年の地方自治法改正により、都道府県及び指定都市においては内部統制に関する方針を定め、これに基づき必要な体制を整備することが義務づけられました。これにより、地方公共団体は組織としてあらかじめリスクがあることを前提として法令等を遵守しつつ、適正に業務を遂行、執行することが求められることになります。

ちなみに手順といたしましては、不適正な事案を防止するためのリスクマネジメントの取り組み及び全庁的な体制や作業のよりどころとなる決まりを内部統制に関する方針として策定し、これを公表します。

次に、この方針をもとに個々の部署の取り組みに対する基本方策、つまり、1、各部署でのリスクの洗い出し、2、マニュアル等の対応策の整備、3、日常の業務を通じたチェック、4、リスクの再評価という、個々の部署が継続的に実施すべき事項を定めるとともに、会議体の設置や研修の実施など、全庁的な取り組みを推進するための体制を整備することとなっておりますが、現段階では、国において、地方公共団体が内部統制をスムーズに導入できるようにするための手順書としてガイドラインを作成いたしておるところでございます。

なお、今回の法改正では、本町も含め都道府県及び指定都市以外の市町村は努力義務となっておりますが、本町においても団体規模にかかわらず、こうした内部統制やリスクマネジメントの重要性は認識しており、したがって、平成32年4月1日の法施行に向けて、近隣市町とも足並みをそろえ検討していきたいと考えておるところでございます。

また、我々町職員は町民に対して住民サービスを提供することをなりわいとしております。したがって、町民からの信頼を得ることが何よりも重要であると考えております。そして、何をもって信頼を得るのかといえば、竹林議員御指摘のとおりコンプライアンス、

つまり法令、社会規範、倫理を遵守し、ルールに従って公平、公正に業務を遂行することであろうと考えております。

そのために、職員に対しては課長会等あらゆる機会を捉え、コンプライアンスに関する周知を行うとともに、香川県研修センターや町独自で主催するコンプライアンス研修に積極的に参加するよう指示いたしておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 地方自治法の改正に伴う対応が求められるわけではありますが、町長部局はそれでありましょうが、教育長さんにお尋ねします。教育委員会所管のところで、法令遵守とはいかなる意味を持っておるのか、いかなる課題意識を持っておるのか、そして教職員、職員たちにどのように指導しておるのか、これを問います。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 竹林昌秀議員の質問にお答えいたします。

まんのう町で採用されております職員の法令遵守につきましては、ただいま町長さんから御説明がございました。私のほうからは、県費で採用されております小中学校の教職員につきまして御説明申し上げます。

竹林議員さんも御承知のとおり、町立の小中学校は県の教育委員会で採用された教職員が各学校に配置されております。これらの教職員は県費負担教職員と言われ、採用と任免につきまして、県の教育委員会が執行しているところでございます。まんのう町教育委員会におきましては、教員研修、教育指導、サービスの指導監督等を法律、条例、規則に基づいて行っております。

昔から言われておりますように、小中学校の県費負担教職員につきましては、県教育委員会と町教育委員会が権限を分担した状態でかかわっておるわけでございます。戦後、長期間にわたってこの制度で運用されておりますので、課題というものは感じないわけですが、町教育委員会の運営に当たっては、特に県教委との情報交換やきめ細かな連絡調整が重要になってくると思われま。

県教委には教育関係の専門家が多く配置されておりますので、町教委から要請してまんのう町内の小中学校の人事管理や教育指導、サービスの監督指導につきまして助言、指導を受ける機会を常に多く持っておるわけでございます。

お尋ねの後半部分は組織内部の統制をどのようにしているかということでございますが、毎年恒常的に実施している小中学校の管理指導につきまして御説明申し上げます。

まず1点目は、実際に学校を訪問いたしまして、具体的に法令が遵守されているか、教育効果が上がっているかということを確認、指導をいたしております。学校経営が順調に推移しているかという評価を行っているところでございます。

2点目は、年間に3回程度、項目を設定した書面を用意して、学校長と個別に面談をして問題点を共有するとともに、改善点についてのアドバイスを行っておるところでございます。

ます。

3点目は、毎月行われております校長会や校長塾におきまして、教育委員会が目指しております教育の方向性等につきまして、文書で明示して話し合いを持っております。

現在のところ順調に推移しているわけですが、基本的には学校には専門家である学校長とプロである教職員が教育活動に取り組んでいるわけでありますので、なるべく主体性を持って学校経営や教育活動に努力していただく姿勢を大切にしております。

また、組織においては、問題や課題はつきものであります。それらについて教育委員会といち早く共有をして事に当たるように心がけております。

以上でございます。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 教職員の場合には、昔は視学官というのが学校を指導監督してたんですかね。今は管理主事、指導主事が県教委においでで、なお、本町の教育委員会にも立派な実績のある先生を指導と管理に採用してと、非常に手厚い指導管理体制が整っていると私は高く評価しております。その上、りむ、たむとか相談体制を整えて、本町の教育委員会行政は文部省が泣いて喜びそうなレベルだろうと私は敬服しております。

ところが、本町においては、指定管理者のところでは、評価委員会が長らく停止してると。指定管理者の審議会がどのような論議をされたかちっとも聞こえてこない。PFIについては、毎月、特別目的会社と会議をして、モニタリング、点検、指導、監督がPFIについてはうまくいっていると、着手してると思います。進行してると思います。

私は教育委員会がつくり上げたこの指導監督する体制を本町職員たちに伝授してもらえないかと思うわけであります。戦前からの蓄積がある。しかし、公行政においては指定しっ放し、任せてあるんやという形で、見にも行かない、日誌は見ない、計画書は見ない、訪問もしないで評価が上がってきたのが現実だろうと思います。

産直市も温泉も特別養護老人ホームも同じ評点項目で点数を入れている。特別養護老人ホームは介護保険事業をちゃんとやっているかの評点が要るし、産直市は農業振興の施設であるから、農業振興のために寄与しているかの評価、点検が要る。温泉は温浴施設で合って、健康増進、福利増進ですね。目的が違うから、評価点検項目が違うんじゃないかと思うわけであります。この点をどうお考えになりますか。あくまで設置条例の遵守であり、協定書の遵守であり、交付金目的を達成しているのか、指定条件を満たしておるのかであります。そして、多数の委託事業を社会福祉協議会や正友会に出しております。これも出しっ放しで、報告をどの程度受けてるのか、それから、それを指導、点検、評価しているのか、職員がそれを見に行ったり、指導監督できているのか、これを問います。いかがでしょうか。まず、現状の、どなたでも結構ですが、答えていただいて、目標とするところを語っていただければと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 お答えいたします。

指定管理者評価委員会ということでございますけれども、この制度自体が指定管理者制度で管理を行う施設の管理運営サービスの質の向上を実現するため、指定管理者による自己評価をもとに第三者による評価を行い、サービスの質を検証することにより、指定管理者が町民サービス向上のための景気を示唆することを目的としておりまして、指定管理者とともに施設の効果的な運営と管理を図っていくために必要な委員会となっております。

御質問の、本町の評価委員会の件についてでございますけれども、条例のほうで毎年行うこととなっております。ずっと続けてはおりますけれども、現在、御指摘のように、指定管理を行っております全施設におきましては、一律の評価表により評価のほうをしております。

項目のほうなんですけれども、施設の管理運営について10項目、サービスの向上、利用促進について6項目、経費の効率性につきましては3項目、業務の改善について1項目の合計20項目につきまして評価のほうを行っております。

指定している施設につきましては、温泉施設やキャンプ場、道の駅や研修館、特別養護老人ホームや高齢者生活福祉センターなど、施設の設置目的のほうは多岐にわたっております。

御指摘のように、これら施設を一律の評価項目で評価をするということは適当でない部分もございますので、今後、関係課と協議しながら、目的に応じた項目にできるところから、順次、変えていきたいと考えております。以上です。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 種々個別にノウハウ蓄積していきたいですね。教育委員会が打っている手は専門家の起用であります。校長先生方は校長塾に通っておる。校長先生ですら、今なお、お勉強なさっているのが教育委員会の流儀です。研修を受けないで、お勉強しないで、視察に行つてよその事例を掌握しないで、現地を訪問しないで評価、点検はできるわけではないと思います。まめな対応を求めたいと思うわけであります。

これは議会も一致協力して一緒にやって、目指すところは住民の福利厚生であって、町役場がにらみをきかして指導、監督するのではない。指定管理者と町役場が知恵を出し合つて、よりよいレベルの住民サービスを実現するのだと。

教育委員会においては、学校教育の質を上げ、児童生徒の成長を促すことが目的のほうであります。そこにおいて、設置者と運用者は同じ目標に向かっていることを忘れたくない。町長、公民協働であります。民と官がともに手を携えて同じ方向に向かう。このように法令遵守をやっただけでないか。細かなことを守ると言っているのではない。町長の考えを問います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 竹林議員さんの質問にお答えいたします。

公民が向かう方向は同じだということでございますので、全くそのとおりだと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 竹林昌秀君。

○竹林昌秀議員 設けてある審議会や評価委員会はそのためにあるわけでありまして、専門家を起用すると。職員の育成につながるものであることを目指したい。

そして、一つ内部統制で申し上げておきたいのは、この春のマラソン大会のトラブルであります。これを避けるかどうか、町長の考えを問います。

○田岡秀俊議長 答弁、副町長、栗田昭彦君。

○栗田副町長 竹林議員さんの御質問の中のマラソン大会というのは、ツーリズム協会が主催した10キロマラソンというふうに理解してよろしいのでしょうか。

その御指摘いただきましたトラブル、少々ございました。それに向けて、今後、もし同類のようなマラソン大会をするのであれば、これを教訓に改善して、来ていただいたマラソンランナーに快適でよりよいレースに臨んで、いい印象を抱いて帰っていただき、まんのう町のよさを訴えていきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 以上で、5番、竹林昌秀君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で10時55分まで休憩といたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

6番、川西米希子さん、1番目の質問を許可いたします。

○川西米希子議員 議長のお許しをいただきましたので、ただいまより本日2番目の私の一般質問をさせていただきます。今回は二つの質問をさせていただきます。初めに災害に備えた感染症対策、高齢者肺炎球菌ワクチンロタウイルスワクチン、また子育て支援としてのロタウイルスワクチンについて質問をさせていただきます。

二つ目は高齢者の移動手段、支援策について質問させていただきます。

一つ目の質問を始めます。

現在は、いつ大きな自然災害が発生するかわかりません。あらゆる角度からの防災・減災対策が必要ではないでしょうか。

多くの方が共同生活をする避難所では、衛生状態が悪化しやすく、たびたび感染症の流行が起きています。東日本大震災においては、震災1週間後から高齢者の肺炎がふえてきたとの指摘もあり、熊本地震では、ノロウイルス感染症や高齢者の肺炎が発生しています。平時からの感染症対策が重要であり、特に抵抗力が弱い乳幼児や高齢者はワクチン接種により感染症を防ぐことが重要だと思います。

国は、高齢者の肺炎球菌ワクチンの定期接種を平成26年10月から開始しています。対象者は65歳から100歳までの5歳刻みの年齢になる方で、生涯に1回だけ助成が受けられます。国としては、これまでの5年間で65歳以上の全ての対象者に接種の機会が

与えられたとして、今年度が経過措置の最終年度であり、平成31年度以降は65歳のみになる予定としているようです。未接種であっても、66歳以上の方は定期接種の対象から外れることとなります。

まんのう町では、国に先駆けて、60歳以上の方々の健康と命を守るため、平成23年7月から平成24年2月29日まで、全対象者に全額無料で接種の機会を与えてくださっています。

高齢者肺炎球菌ワクチン接種についてお尋ねいたします。

平成26年度から平成29年度の本町の対象者接種率及び接種率向上に向けてどのように取り組んでこられたのかお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、高齢者肺炎球菌予防接種についての御質問にお答えいたします。

まず、本町の接種率及び向上の取り組みについてでございます。

高齢者肺炎球菌ワクチンにつきましては、肺炎球菌に感染した際の重症化予防に効果がある予防接種で、死亡者数の減少、医療費の抑制への有効性から、平成26年10月より予防接種法の対象として定期接種化をされております。

本町では、定期接種化をされる以前の平成23年7月から24年6月にかけて、国の交付金事業を活用し、当時満60歳以上の方8,267人を対象に案内し、無料でワクチン接種を行い、4,991人、60.4%の方が肺炎球菌ワクチンを接種されております。

平成26年度から平成29年度の接種率についてお答えいたします。

肺炎球菌予防接種の補助は生涯に1回ですので、対象者は平成23年度の御案内で未接種の方となっております。平成26年度は対象者526人、接種率27.2%、27年度は対象者576人、接種率19.1%、28年度、対象者597人、接種率が23.3%、29年度には新規に65歳到達の方が319人、接種率69%、2回目の御案内の方が対象者428人、接種率39.3%でございます。

高齢者肺炎球菌につきましては、予防接種法のB類疾病のため、町から個人への接種勧奨義務が課せられていない部類ではありますが、本町では当年度の対象となる方に受診券を個別通知するとともに、広報まんのうや行政告知放送により接種率の向上に努めております。

また、平成30年度の対象者でまだ接種されていない方には、再勧奨を実施いたしますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

御答弁で再勧奨を実施しますといただきましたが、今現在、告知放送で繰り返し周知をしてくださっていることは承知をしております。多くの対象者の皆様も聞いてくださって

いることと思います。

御答弁にいただきました平成26年度から平成28年度の接種率は、平成26年度が27.2%、平成27年度が19.1%、28年度が23.3%、国の平均よりも低い状況で御答弁いただきましたけれども、今回の高齢者肺炎球菌ワクチンの定期接種制度は、高齢者の肺炎予防とワクチン接種による肺炎の医療費削減効果も期待をされ、導入されています。接種できなかった方を救済することは、まんのう町の健康寿命を延ばすことにもつながり、医療費削減という形で財政に返ってくるという効果も期待できます。

特に、初年度の平成26年度は10月からの開始ですので、接種期間が半年間しかありませんでした。平成26年度から30年度の高齢者肺炎球菌ワクチンの未接種者への救済措置を設けることが必要ではないでしょうか。お尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、未接種者への救済措置についてお答えいたします。

本町で接種済みの把握ができている方の接種率は、満66歳以上の方で72.4%となっております。

平成30年10月31日の厚生科学審議会予防接種基本方針部会では、65歳の方に対しては、平成31年度以降も定期接種として継続することが望ましいと考えられる。経過措置の方につきましては、接種率や接種記録の保管体制の状況も勘案しながら総合的な判断が必要であることから、基本方針部会で審議をすることが妥当であるとされており、31年度からの定期接種者の対象年齢はまだ示されておられません。今後、国の動向を踏まえ、必要な対策を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

高齢者肺炎球菌ワクチンは、御答弁にもありましたように、町から個人への接種勧奨義務は課せられていない、個人予防を目的としたB類疾病ではありますが、日本人の死因の第3位である疾病です。

私の2番目の質問の趣旨は、26年度から30年度の未接種者への救済措置でした。最初の御答弁でもありましたけれども、平成26年度から28年度は非常に低い接種率です。この低い接種率、これをもう少し上げることはできないでしょうかという御質問をさせていただきましたので、明確な答弁はいただいておりますけれども、もう一度、お考えいただければと思います。

31年度からの国の対象年齢等はまだ今現在示されていないとの御答弁ですが、万が一、国の施策がない場合でも、町独自の施策を持って取り組んでいただきたいと思います。国の方針が示された場合も、引き続いて、対象者への細やかな勧奨をお願いしたいと思います。最終判断は御本人や身内の方がされると思いますが、施設入所者の方への周知、また、おひとり暮らし、おふたり暮らしの高齢者の方への周知などは、さらにきめ細やかにしていく必要があるのではないかと思います。地域包括支援センターとの連携による接種

を呼びかけてもよいのではないかと考えます。

救済措置について、いま一度、お考えいただきますように、再度、お願いをいたしまして、次の質問をさせていただきたいと思います。

予防接種は疾病への感染予防、発病の防止、病状の軽減、病気の蔓延の防止を目的として行われています。大災害への対策としても、感染症をできる限り未然に防ぐことができるよう有効な手段であるワクチン接種を平時において進めておくことが必要だと思います。

過去には、災害時に避難所で胃腸炎の散発的発生や、食中毒などの事例も報告をされています。病状が出た場合には、速やかな申告や処置などの衛生対策強化に加えて、食品衛生の管理強化、トイレの衛生状態の保持も必要であると思います。

また、避難所生活が長期にわたる場合には、未接種者への接種を検討することも必要になってくるのではないかと思います。

お尋ねいたします。災害時に避難所等においての感染症対策及びロタウイルスやノロウイルス、高齢者の肺炎などが発生した場合の対応策についてどのようにお考えでしょうか。御答弁よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、災害時に避難所等においての感染症対策及び集団発生した場合の対応策についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のように、災害の発災後1週間以降は、特に感染症、エコノミークラス症候群、被災後の心的ストレス反応などへの対応が求められ、感染症では呼吸器感染症、感染性胃腸炎などの増加が懸念されます。被災者の健康状態を良好に維持するために、避難所での衛生管理や健康相談、食品衛生の監視、栄養指導等の保健衛生活動や感染症の流行を未然に防止する必要があります。本町でも感染症蔓延防止のために災害時救急用品の備蓄をしております。

避難所での感染症対策には避難所運営者と避難者の協力が必要でございます。避難所の衛生管理の徹底や、避難所では体力や病気に対する抵抗力の低下で感染症が発生しやすいことを理解し、避難者が積極的に健康管理を行うことも重要でございます。

しかしながら、感染症が集団発生した場合は、早急に拡大防止策を講じるとともに、町では対応し切れない状況の場合は、香川県に医療救護チームの派遣や医薬品の確保を要請するなど、関係機関と連携し、対処してまいりたいと考えております。

中讃地域では、管内の災害拠点病院、広域救護病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、消防、警察、行政機関が集まり、年に3回、中讃地域災害医療対策会議を開催しております。その中で、大規模災害時に関係機関が連携し、迅速かつ適切に医療救護活動が実施できるように机上訓練や情報伝達訓練などを行っております。

また、本町の専門職も感染症が蔓延した場合の活動や予防活動の技術向上のため、日赤や医師会主催の研修や訓練に自主的に参加をいたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

関係する本町の専門職の皆さんが、自主的に日赤や医師会主催の研修会や訓練に御参加くださっているとの御答弁で、災害に備えて感染症対策も進められていると承知をいたしました。機会を捉えて災害時の感染症の対策や危険性についても私たち住民にお伝えいただければと思います。

31年度からの国の取り組み、町における対象者への周知方法や接種率向上に向けての取り組みについてお尋ねいたします。御答弁よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、31年度からの周知方法や接種率向上の取り組みについての御質問にお答えいたします。

引き続き、当年度の対象となる方には受診券を個別通知し、御案内するとともに、広報まんのうや行政告知放送により接種率の向上対策に取り組んでまいります。

また、国におきましては、新聞広告やチラシ、テレビ等で接種率の向上対策、PRに努めておるところでございます。個人の疾病予防の観点からも、多くの方に接種していただけるよう、引き続き、努力してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

26年度から28年度の接種率が非常に低いということが、やはり非常に気にかかるところではございますので、どうしてこのように低い接種率であったのかということも分析などしていただきまして、対応していただければと思います。

住民の皆様の健康と命を守るため、さまざまな施策を展開される中で多くの御苦労もありだと思いますが、今後とも、なお一層御高齢者の皆様を守るために、粘り強く高齢者肺炎球菌ワクチン接種の周知、推進をしていただきますようお願いいたします。高齢者肺炎球菌ワクチン接種については終わらせていただきます。

続きまして、子育て支援ともなりますロタウイルスワクチンについてお尋ねいたします。

ロタウイルスワクチン接種は、災害に備えた感染症対策のみならず、子育て支援でもあります。まんのう町の宝である子供たちが健康に成長でき、あわせて子育て世代の保護者の負担の軽減ともなり、予防医療でもあるため、医療費の削減効果も期待できます。

ロタウイルスは5歳未満の乳幼児におけるウイルス性胃腸炎の主な病原菌微生物であり、感染力が強く、ごくわずかなウイルスが体内に入るだけで感染をしてしまいます。就学前の子供の約半数が外来を受診し、5歳までの子供の約15人に1人が入院するとも言われています。乳幼児は激しい症状が出る事が多く、特に初めて感染したときには症状が強く出ます。

主な症状は下痢、嘔吐、発熱、腹痛です。その後、急速に脱水症状に進行することもある

ります。ロタウイルスに感染しても、ロタウイルスに効果のある抗ウイルス剤はありません。このため、脱水を防ぐための水分補給や、体力を消耗しないように栄養を補給することが治療の中心となります。子供にとっては大変に苦しい病気です。

また、脳炎、脳症など、重篤な神経系合併症を発症することもあり、日本における小児の急性脳炎、脳症のうちの4%がロタウイルスによるもので、これはインフルエンザ、ヒトヘルペスウイルスの次に多いとされています。

ロタウイルス脳症の後遺症率は、インフルエンザ脳症の25%比べ38%と、インフルエンザより高くなっています。大切な子供たちを病気から守りたいと思うのが子を持つ親、保護者の共通の思いです。しかしながら、問題になるのが高額な接種費用です。定期接種ではなく任意接種でもあるため、自己負担となります。接種費用が1回当たり1万円前後と言われています。32週までに3回接種を完了するものと、24週までに2回接種を完了するものがあります。これは子育て世代にとって大きな負担であり、保護者の経済的基盤によって、接種をしてあげたくてもできない家庭もあります。全ての子供の健康を守る意味合いからも、問題があると考えます。

こども園などでは、気をつけていても、1人が感染すると次々と感染をしてしまいます。ワクチン接種による発症予防が最も重要な感染制御のための策となります。

自治体によっては、既に公費助成を行っているところもあります。その数は確実にふえてきています。県内においては、前回、質問をさせていただきました2015年は、東かがわ市、さぬき市、直島町の2市1町でしたが、さらに観音寺市、三豊市、三木町が助成を始めています。

お尋ねいたします。前回の私の質問に対して、実施に向け検討していただけるとのお答えでした。検討結果までの概要をお尋ねいたします。

その後、3年が経過しています。改めて、予防医療を行うことにより、災害時の感染症対策にもなり、子供の健康を守り、子育て世代の負担の軽減を図り、医療費も削減できるメリットがあるロタウイルスワクチン接種の公費助成についてどのようにお考えかお尋ねいたします。御答弁お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、乳幼児のロタウイルスワクチン予防接種の助成についてお答えいたします。

ロタウイルスによる感染性胃腸炎は、ウイルス感染による下痢、嘔吐や発熱を主な症状とする感染症で、生後6カ月から2歳をピークに5歳ごろまでの乳幼児が感染し、胃腸炎を発症すると言われており、感染した月齢が低いほど重症化しやすい傾向がございます。

任意接種であるロタウイルスワクチンの接種は、生後6週から生後32週までに2回もしくは3回の接種を終えていることが望ましいとされており、特に初回接種は生後15週未満に行う必要があることから、生後2カ月からスタートする定期接種（ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎）と同時期に接種する必要があるなど、予防接種のスケジュール管理が

重要となってまいります。

また、このワクチンは経口生ワクチンのため、導入初期に重篤な副反応の発症が指摘された経緯もあり、安全性に不安を抱く向きもございます。

本町では、予防接種リサーチセンターが主催する予防接種従事者研修会等に毎年参加し、予防接種の副反応などの分析結果や国の定期接種に向けての検討状況、近隣市町の動向などの情報収集を行ってきたところでございます。

国の予防接種基本方針部会では、ワクチンの副反応の発生状況の分析や評価などについてまだ課題があるということで、引き続き、定期接種化を含めた議論がなされております。

本町では、平成27年度から任意予防接種である子どもインフルエンザの一部助成を行っております。また平成31年度からは、子育て施策の一環として、出産後、退院直後の母子への支援を行う産後ケア事業と、香川県が実施しております風疹抗体価検査の結果、接種が必要とされた方に対し、風疹予防接種費用の助成事業を予定いたしておるところでございます。

住民の健康、生命を守るため、また、子育て世帯の負担軽減を図るため、引き続き、香川県町村会を通して定期接種化への要望を行うとともに、国や近隣市町の動向を注視し、また、本町の財政状況も勘案し、ロタウイルスワクチンの予防接種助成の検討をしてまいりたいと考えておりますので、御理解くださいますようお願い申し上げます。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

乳幼児が感染し、胃腸炎を発症すると言われているのがロタウイルスです。御答弁でも、生後6カ月から2歳をピークに、5歳ぐらいまでの乳幼児が感染すると、このように言われております。ロタウイルスの流行時期は毎年冬から春にかけてが中心です。これからが流行の季節だと思います。町においても十分注視をされているのではないかと思います。

毎年、まんのう町においても、こども園や家庭などではロタウイルスを中心とする胃腸炎が発症していると思いますけれども、本町の状況についてはどのように認識をされていきますでしょうか、お尋ねしたいと思います。

○田岡秀俊議長 答弁、健康増進課長、久保田純子さん。

○久保田健康増進課長 川西議員さんの御質問にお答えいたします。

ロタウイルスによる胃腸炎の発症状況につきましては、今のところ、健康増進課のほうでは把握が十分にはできておりませんが、今後また、健診とかの際には保護者の方の御意見も聞きながら、引き続き、検討してまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

ロタウイルスの公費助成を行うに当たっては、まんのう町の発症状況もしっかりと認識していただく必要があると思いますので、よろしくお願いいたします。

ロタウイルスはこども園や学校等でも容易に感染する感染力がとても強いウイルスです。

発展途上国では乳幼児の死因の１位がロタウイルスと言われています。日本は医療が進んでいるとはいえ、重症化すると恐ろしい病気です。御答弁にありました副反応とは腸重積のことではないかと思います。現在は副反応が起こりにくい年齢での接種が進められています。

WHO（世界保健機構）も、世界中の全ての地域の乳児にロタウイルスワクチン接種をすることを推奨しています。ロタウイルスに感染すると、医療費はもちろんのこと、嘔吐、下痢が続くため、おむつ交換や経口飲料の購入など、医療費以外の支出も多くなります。仕事を休まなければならない場合には、労働損失も発生します。公費助成を行うことで、子育て世代への負担も軽くなり、子供の健康も守り、医療費の削減にもつながります。また、少子化対策や子育て支援、若者の定住に力を入れるとする町の方向性とも合致するのではないのでしょうか。

香川県町村会を通して定期接種化へ要望を行っていただくとともに、いま一度、前向きに御検討いただきたいと申し上げ、一つ目の私の質問は終わります。

○田岡秀俊議長 １番目の質問を終わります。

続いて、２番目の質問を許可いたします。

川西米希子さん。

○川西米希子議員 二つ目の質問をさせていただきます。

ＩＣカードＩｒｕＣａによる高齢者の電車運賃半額制度の導入についてお尋ねいたします。

住民の皆様からの御要望で多いのが、移動手段の確保支援策です。運転免許返納推進に当たっては、さらなる支援策も必要だと思います。

自治体内に高松琴平電気鉄道を有する高松市では、平成２６年１０月１日より、７０歳以上の高齢者の健康づくり、移動手段の確保、移動における利便性の向上、公共交通の利用促進を目的として、ＩＣカードＩｒｕＣａによる電車・バス運賃半額制度を導入しています。綾川町でも、平成２９年１０月１日より制度を導入しています。

ことでん沿線を有する本町におきましても、御高齢者の移動手段の支援、健康寿命を延ばすことにもつながる高齢者の外出機会の増加、地球温暖化対策にもなる公共交通の利用促進などを目的として、高齢者の運賃半額制度を導入してはいかがでしょうか。お考えをお尋ねいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員さんの、ことでんＩｒｕＣａ７０歳以上半額の実施についての御質問にお答えいたします。

御質問は、ことでんＩｒｕＣａのゴールドＩｒｕＣａのサービスを使ってことでんのサービスを利用する７０歳以上の運賃を半額にしてはとのことだと思います。

このサービスは、７０歳以上の利用者がことでんの有人駅で申請手続きを行い、チャージ式のＩＣカードで運賃を支払いした際に半額の割引を受けられるもので、現在、高松市と

綾川町の住民がこの制度を利用できます。

手続ですが、まんのう町民がこの制度を利用するためには、まず町からことでんのまんのう町民が利用できるように申し入れをし、事前協議の後、ことでんのシステム改修などの事前準備を経て利用開始の流れとなります。本制度の町の負担は、概算ではことでんのシステム改修費用等の初期費用が1,000万円以上、割引部分の運賃補償などのランニングコストが毎年400万円程度かかると見込まれております。

この制度は、加入済みの自治体のように、行政区内にことでんが関与するコミュニティバスや乗合タクシーが既にあり、その運行と電車を組み合わせることで初めて本来の効果が生まれるものだと考えております。

また、ことでん琴平線は町北部をかすめるように通過いたしておりますので、利用が見込まれる羽間・榎井・岡田駅の立地的条件から、ことでんで高松方面に向かう比較的限定された一部の高齢者の方の運賃のみが軽減されることになります。

本事業の導入には相当額の公費を投入する必要があるため、それに見合った平等性、公益性を担保する必要があるため、この事業が広域的に恩恵を受け、かつ、現在、実施したいとしておりますデマンドタクシー等の公共交通施策と効率的に連携し、効果を上げることができるかを分析し、今後、導入の是非を考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

本事業の導入には、御答弁にありましたように、相当額の公費を投入する必要があり、それに見合う平等性や公益性を担保する必要があり、現在、実施をしている公共交通とも効率的な連携や効果を上げる分析も必要だと承知をいたしました。

このことは、垂直立ち上げで、今すぐに導入を求めるものではありませんが、現在の移動手段や交通網も、時の経過とともに変化していくと思います。さまざまなことを総合的に考えて、必要なときが来ましたならば、御検討いただきたいと思います。

地域の移動手段をどう確保していくのか、住民の生活に欠かせない最低限度の移動手段の確保は自治体の責務であると思います。

特に山間部においては、今は近くの住民の方の支えによって買い物、通院などに行かれている方も、さらに高齢化が進むと、支えている方が支えられる立場になり、それも難しくなってくるとのお声もあります。現在はまだまだ社会の第一線で御活躍をされている方も多くいらっしゃいますが、第一次ベビーブームである団塊の世代の皆様が、2025年には後期高齢世代となります。福祉タクシーやデマンドタクシー、民間タクシー、路線バス、JR、ことでんなど、現在ある移動手段もその特性に応じて役割分担をし、住民の皆様からの新たな御協力もいただいて、提供できるサービスも取り入れながら、さらに有機的、効率的に目的地までの移動を可能にしていくことが必要だと思います。

国交省では、新たなサービスを生み出す機会にしてもらいたいとの狙いで、10月から

12月21日まで、北海道や関東、九州などの6都道県7地域のタクシー事業者と連携をして、路線バスが配置された地域の高齢者が割安に利用できる定額運賃の実証実験を行っています。国としても新たな施策を模索しているようです。地域の実情に応じた新たな輸送サービスの導入が進んでいる自治体もあります。まんのう町としては、これからの移動手段についてどのようにお考えでしょうか、お尋ねいたします。御答弁お願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 川西議員の再質問にお答えいたします。

御承知のように、本町も人口が減少する中、高齢化が加速度的に進んでおります。実に3人に1人が65歳以上となっております。高齢者の生活と健康を支えるために、その移動手段の確保と各交通機関への連携は、現在、最重要課題となっております。

本町が実施いたしておりますデマンドタクシー事業も、いまだに多くの自治体に視察に訪れていただいておりますが、交通弱者救済と負担の軽減のために、利用者にとって使いやすく、事業者と自治体にとっても安定して継続していけるよう、常に公共交通サービスの見直しを実現可能なレベルで図っていく必要があると考えております。

全国では、病院と福祉バスの一元化による官民共同運行のコミュニティバスの事例やボランティアによる過疎地有償運送事業、自治体直営のバスの運行や商業施設とのタイアップによるNPO法人が運営するバス事業など、非常に多くの参考になる先進事例がありますので、今後、調査、研究をし、交通網の充実を図っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 川西米希子さん。

○川西米希子議員 御答弁ありがとうございました。

乗り越えなければならない課題も多いと思いますが、まんのう町独自の工夫を凝らしながら、高齢化社会を支える持続可能な公共交通ネットワークを構築していただきたいと申し上げまして、きょうの私の質問を終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 以上で、6番、川西米希子さんの発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

4番、京兼愛子さん、1番目の質問を許可いたします。

○京兼愛子議員 よろしくお願ひします。議長のお許しが出たので、1番の観光による集客づくりについてと、誰もが安心、快適に住めるまちづくりについて、一般質問をします。よろしくお願ひします。

まず、1件、観光による集客づくりについて質問します。

本町の重要な観光地として、国営讃岐まんのう公園、エピアみかど、仲南道の駅、満濃池森林公園、塩入温泉などがあります。それらの集客づくりとして、観光資源の強化、地域の活性化につなげるため、まんのう町広域マップなどはとても重要であると考えます。現在使用しているまんのう広域マップは、色彩も豊かで文章も細やかで、本町の全てを知ることができる素晴らしいものです。しかし、ああそうなんだと終わるような気がしてな

りません。実体験を感じることができないからだと思います。

現在使用しているマップ類の最近の作成年度、配布場所、利用方法、また、見直しはどのようにしているのか教えてください。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼議員さんの、観光マップの作成状況についての御質問にお答えいたします。

本町の観光マップにつきましては、昨年度末に町内全域をカバーした広域マップを作成いたしております。そこには町内の29カ所の観光施設や見どころ、文化財などを説明を加えて掲示をいたしております。役場を初め、道の駅や観光協会に置いてあり、県内外から訪れられた方に利用していただき、町の観光PRに活用されております。

また、ことしは全国版の観光情報雑誌「旅の手帖」にまんのう町特集を載せていただき、「ヒマワリの咲くまんのう町へ」というイラストマップを作成し、町の見どころや町内の食べ歩きスポットなどを全国にPRしております。この情報は、役場や道の駅を初めとする近隣のJR各駅に置いてもらうことにより、公共交通機関で移動する観光客にも手にとって活用してもらえようとしております。

観光PRにつきましては、パソコンやスマートフォンなどだけではなく、直接手に持って見ていただける方法も取り入れ、全国各地の幅広い年齢層の方々に観光情報を発信する努力をいたしておるところでございますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、京兼愛子さん。

○京兼愛子議員 御答弁どうもありがとうございました。

私が見たところによると、すばらしいものだと思いますけど、私の案としまして、色彩豊かでなくても、資質がよくなくても、食マップとか、散歩マップとか、寺、神社めぐりマップなど、観光客が興味を持つような多方面なマップづくりを挑戦したり、本町の魅力、郷土の歴史や伝統文化などを町外の観光客にPRするため、季節ごとの体験バスツアーを企画するなど、また、来たいまんのう町になるよう町長に要望したいと思います。その件に関してはどのようにお考えでしょうか、よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼議員さんの質問にお答えいたします。

体験型ツアーの企画等についてでございますが、自治体が関与するツアーの実施につきましては旅行業法上の制約がございます。それには、参加者から徴収する参加費では全体の収支を賄えないツアーであること、日常的に継続して行われるツアーではないこと、不特定多数の者に募集を行うものではないこと、営利性・事業性がないことなどがございます。

御質問の体験型ツアーにつきましては、このようなことから、ことなみ振興公社とタイアップし、企画立案し、琴南地区での山歩きツアーを開催しております。このツアーは、山の風景を楽しみながら四季を体感できるトレッキングツアー、講師と同行して名勝や文

化財を回る歴史探訪ツアーなど、幾つかのメニューがございます。

また、満濃池をPRする団体の「まんのう池コイネット」や、国営讃岐まんのう公園とタイアップしながら、まず多くの町歩きイベントを行っております。まだまだ認知度は低いと考えておりますので、今後とも観光関連の事業者や団体と連携しながら町内の観光資源の再発掘を行うとともに、さまざまなメディアを通して内外に本町のよさを広めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 京兼愛子さん。

○京兼愛子議員 御答弁どうもありがとうございます。

まんのう町がますます観光に関して有名になるよう、また、ひまわりオイルなどがどんどんふえて、まんのう町が有名になるようによろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○京兼愛子議員 済みません。2件目です。誰もが安心、快適に住めるまちづくりについて質問します。

ことでんの駅として本町に唯一羽間駅があります。自動車使用の方には無料の駐車場も完備していて、快適な駅です。本町、近隣市町の住民も駐車場を利用して、平日は満車状態です。

しかし、駅にはバス停留所がないため、バス利用での乗車は不可能です。バス停留所が新設になれば、高松方面への通勤、通学が便利になり、本町の公共交通不便地域を開き、誰もが安心、快適に住める町になると思います。そして、転出する若者の歯どめになるのではないかと考えます。

このようなことから、関係交通機関に働きかけ、ことでん羽間駅にバス停留所を新設することの検討を求めます。御答弁よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼議員さんの、路線バスの羽間駅へのアクセスのための停留所新設についての御質問にお答えいたします。

御質問は、ことでん羽間駅へアクセスできるように、羽間駅付近にバスの停留所を新設できないかということでございますが、現在、町内を走る路線バスは、琴参バスの運営する美合線と炭所線の2路線でございます。

まず、美合線は、琴平町の琴参バス営業所前から役場、満濃中学校前を経由して最終琴南の下福家と川奥までの往復運行をいたしております。

また、炭所線につきましては、同じく琴参バス営業所前から佐岡、長炭小学校前を経由し、最終広袖までの往復となります。

質問にありますように、羽間駅方面への乗り入れは2路線とも行っておらず、羽間駅へアクセスするためには、停留所を設け、大幅な路線網の変更を行う必要がございます。その変更の手続には、現在、国、県の補助が入っていますことから、当然ながら採算性が求

められることになります。この事業の運行主体であります琴参バスとの話し合いでは、羽間駅方面へ路線を延ばす場合には、県道から32号バイパスへ折り返すか、その逆の順路をとる必要がある。しかし、この経路の変更では一定以上の乗客数は見込めず、採算性の面からも説明が難しいとのことでございました。

しかしながら、炭所線につきましては、以前、御報告いたしましたように、来年度から町単独補助の路線になりますことから、今まで国、県の補助の関係で協議ができなかった変更等について、琴参バスと町が合意できれば、運行経路の自由度が大きく広がることとなります。

そのため、現在、琴参バス側と、特に採算性の低い日中の運行の路線について路線を変更し、巡回型の路線へ変更できないかなどの協議を行っておるところでございます。

ほかにも各公共交通機関へのアクセスの多様化について、担当者レベルで協議を行っておりますので、関係機関の意見等をいただきながら、住民の皆様にとって利用しやすい公共交通網を構築していきたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、京兼愛子さん。

○京兼愛子議員 御答弁どうもありがとうございます。

今後の新設する方向に向けての検討をよろしくお願いいたします。

続きまして、高齢者がふえる中、交通弱者の増加に対して、公共交通関連の支出を維持、確保するための財源は、今後、どのように考えているのか、町長の所見を求めます。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 京兼議員さんの、交通弱者の増加に対する公共交通関連の支出の維持、確保のための財源に関する御質問にお答えいたします。

現在、町が実施をいたしております公共交通施策は、路線型や巡回型の公共交通に比べてコスト面ですぐれておりますデマンド型のあいあいタクシーの運営や、75歳以上の方や障害をお持ちの方にお配りいたしております福祉タクシー助成券などがございます。これら事業の財源につきましては、ソフト事業部分は交付税措置がある過疎債を充てることで、極力財政面での負担を減らして、継続的に事業を展開できるようにしております。

しかしながら、今後、合併特例等の終了により、予算の大幅な削減を余儀なくされますこと、また、超高齢化に伴い発生する事業費の増加により、これまで以上に公共交通等の整備や運営に係る費用が増大し、予算の確保が困難になることが予想されますので、運用面や経費面の両面からサービスレベルを確保しながら効率を高め、財政への影響を最小限にとどめられるよう努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 京兼愛子さん。

○京兼愛子議員 御答弁どうもありがとうございます。

これを持ちまして、一般質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、4番、京兼愛子さんの発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後1時30分まで休憩といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時30分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

12番、松下一美君、1番目の質問を許可いたします。

○松下一美議員 それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に基づきまして、1番目の空き家対策について、2番目に県道長尾丸亀についてをお伺いしたいと思います。

まず、1点目の空き家対策について、過去に何回か質問しておりますが、本町には現在780戸余りの空き家があるとの報告でありました。そしてまた、639戸については調査済みとありますが、全国では820万戸余りと言われておりますが、15年後の2033年には2,146万戸余りに急増すると言われております。本町においても、今後、相当数ふえるものと思われれます。田畑の放棄地と同様、今後、大きな問題になろうかと思われれます。

現在は10軒に1軒あたりであります。将来定期には5軒に1軒と、地域内においても空き家がふえていくものと思われれます。今後、どのように対応されるのかをお伺いいたします。

そして、空き家対策等の特別措置法によりますと、放置空き家には行政指導とか行政処分ができるのとあります。

また、老朽危険空き家除去支援事業によりますと、そのまま放置されれば、周辺の住環境に悪影響を及ぼすおそれのある空き家等もありますが、本町においてはいろいろな助成制度により、8割の上限160万円という助成制度もあるのではないかと考えております。

そしてまた、改修工事にいたしましても、50%の100万円余りの上限とあるのではないかと考えられます。現在、その実態についてどのようなものかお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの御質問にお答えいたします。

空き家対策支援制度と現状について御説明させていただきます。

平成29年度に空き家等実態調査を実施したところ、783軒の空き家等と思われる建築物を空き家等と特定し、不良度の測定ができた建築物が639軒ありました。このような空き家のうち、公共施設等に隣接しており、老朽化して倒壊などのおそれがある危険な空き家等を除却するための制度が空き家対策支援制度であり、当町が実施しております事業にまんのう町老朽危険空き家除却支援事業がございます。本制度は国の基準等に従い実施することができます。しかし、全てが老朽危険空き家除却支援事業の対象とはなりません。

ん。当事業は国・県・町等が定めた採択基準を満たした場合に限り、補助金の交付を受けられることになります。

補助金の内容を御説明いたしますと、空き家の除却に要する費用に対して補助対象額がございしますが、補助対象額は国が定めた基準額であり、これは除却に要した費用のうち200万円を上限とした額であり、限度額でございします。

また、補助金の交付額は上限が定められており、補助金の総額は160万円でございます。内訳は、国からの補助金が80万円、県補助金が40万円、町補助金が40万円で、残り40万円が所有者負担となります。除却費用が200万円を超える場合は、超えた金額についても所有者負担となります。

なお、当事業の取り組みは平成29年度から実施しておりまして、事業実績につきましては、29年度が1軒の実施、30年度に1軒の予定でございします。

次に、本町の空き家の利活用制度についてでございますが、空き家等情報登録制度と空き家リフォーム事業補助金交付制度の二つがございします。

空き家等情報登録制度につきましては、いわゆる空き家として登録する側と、それを活用したい方の両方の登録制度で、空き家の登録は登録開始以来32件、利用者登録につきましては92名となっております。

次に、空き家の改修補助事業についてでございますが、こちらの制度につきましては延べ7件の利用がございします。これは空き家のマッチング後にリフォームや家財処分の一部を補助するものでございします。

補助金について詳細を申し上げますと、リフォームにつきましては事業費の2分の1、上限50万円とし、家財処分につきましては事業費2分の1、上限5万円となっております。さらに超えた部分につきましては、県の上乗せ補助もございします。

今後、空き家の実態調査を踏まえた上で、約800戸ある空き家をどうするのか、また、さらに増加するであろう空き家をどのように活用するのかといったことも議論していく必要があると思われまします。

しかしながら、空き家といいながらも個人の財産であり、また、個人の意思等もあるため、なかなかその登録が進まないのが現実であります。

さらに、町としては空き家を登録いただいてマッチングまでの支援ということもあり、契約のやりとりまでには踏み込めないことが、登録やマッチングが少ない原因ではないかと思われまします。この点につきましては、不動産関係業者や宅建協会などとも協議して、円滑に登録等を行っていただけるように工夫をしていきたいと考えているところでございします。

町といたしましても、現制度を有効に活用していただけるように、広報などでさらに周知をして空き家対策に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしまします。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 そこで、このいろいろな補助制度の中で、著しく景観を損なう、そ

してまた、周辺に危険を及ぼすものについてとありますが、例えば火災等で放置されとる民家もあるように思っております。そういったものについて、この制度が利用できるものか、それについて町長の答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの質問は、火災等により放置されている家屋の撤去はできないのかという御質問でございます。

空き家対策特別措置法（空家等対策の推進に関する特別措置法）が平成２７年２月に施行されて３年が経過しておりますが、本町も含めて、空家等対策計画の策定、協議会の設置、また、措置の実施については全国的になかなか進んでおらず、国土交通省、総務省の調査では、市町村での取り壊し等に係る代執行は、平成２９年度においては全国でも１２件となっております。

火災等により放置されている家屋の撤去についても、代執行には公費による負担が必要であり、住民理解など問題点が多いと考えております。

今後、全国の自治体における対応事例を検証するとともに、法的対応についても専門家の意見を伺いながら検討を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 松下一美君。

○松下一美議員 ただいま町長の答弁にもありましたが、この老朽危険空き家除去支援事業という、その中で火災はこれに適用できるかどうかはいろいろな県当局との話し合いが必要かと思われますが、できればそういう事業を活用して積極的に解消を図っていただきたいと思います。それにつきまして、なお町長の答弁が得られましたら。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 ただいまの松下議員さんの質問にお答えしたいと思います。

火災に遭いました物件、これにつきましては、被災に遭われた方、それと、それに関連する方々の心情を察すると、何らかの対応をしたいということで苦慮しているわけなのでございますが、先ほども申しましたとおり、老朽化の物件、これをどういった線引きをするかということで、まず火災に遭った分については、一般的には廃棄物とみなすように考えております。そういった意味で、廃棄物の処理ということで、先ほど費用の面もありましたし、全国的に見ますと、一部では自分の自治体で処理場を持っている場合、そういったところについては、減免ないし、それらの手数料を見るということもしているようでございますが、当町の場合、広域の処理場ということもありますし、先ほどの公費負担という観点からしても、なかなか前へ向いて進んでいない状況であります。なお、その老朽化の部分の線引き部分、そういったことも検証して、今後、速やかに検討するということで御理解いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、松下一美君。

○松下一美議員 十分御検討いただきたいと思います。

そしてまた、今後、空き家の利活用につきましては、利用できていくもの、移住、定住等にしっかりと対応できるものに持っていければと思っております。今後はやはり官民を挙げて対応していくものと思われませんが、町長の所見をお伺いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 松下議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

こういった事例は、行政側が主体的にすることもあるんですが、やはり地域住民の方とか、それに類する関係機関、そういった点のお知恵も拝借しながら、連携してそういったことを解決していかなければと考えておりますので、そういった面で進めていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 松下一美君。

○松下一美議員 十分検討していただきますことをお願いいたしまして、2問目に移りたいと思います。

○田岡秀俊議長 以上で、1番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

松下一美君。

○松下一美議員 2点目は、県道長尾丸亀線についてであります。

昨年の6月定例におきましても質問を行っております。県道長尾丸亀線においては、前回も申しましたように、非常に見通しも悪く、急カーブが多く、過去にも重大な事故が何件か発生しております。

そのような点から、歩道が全くない箇所もあります。問題の通称32号バイパスから、ちょうど県道長尾丸亀へおりてきたところであります。その付近につきましては、40メートル余りの箇所につきまして、土器川よりの取水口があります。そしてまた、深さも4メートル余りと、なかなか難しい箇所ではありますが、まずは大木の伐採が急がれるところであります。

一般質問の後、枝の切り落としとか、少しは見通しがよくなりましたが、完全解消には至っておりません。なお、歩行者、自転車等が安心して通れるよう、早期の歩道の設置が望まれているところでありますが、町長の答弁を願います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 松下議員さんの御質問にお答えいたします。

松下議員御指摘のとおり、県道長尾丸亀線は国道438号の交差点である佐岡交差点から県道高松琴平線祓川大橋付近の区間において、カーブの急な箇所や歩道整備の必要な箇所がございます。

歩道の設置要望につきましては、毎年、香川県に対して要望書を提出いたしておりますが、まんのう町内で他の県道改良事業を複数実施しておりますことから、事業化の検討がされているのが実情でございます。

当県道は、昨年4月に交通死亡事故が発生しており、昨年6月議会において松下議員よ

り緊急点検についての御質問がありましたが、その後、警察及び県関係機関等による現地診断を経て、交通安全対策として実施されたことについて御報告させていただきます。

平成29年5月に事故付近の車両速度減速を促す路面表示、同8月に道路通行に支障となる支障木の伐採、歩行者、自転車通行部分隣接箇所の側溝からガッターへの変更、同10月に水路への転落防止ガードレールの設置を行っております。

しかし、今回の交通安全対策だけで歩行者等の安全性が十分確保できているとは考えておりません。町といたしましては、引き続き、香川県に対して未整備区域の事業化について要望を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 松下一美君。

○松下一美議員 そこで、町長も、今、答弁の中でありましたけど、県におきまして、岩薬師あたりにおきましては、深さ60センチ余りの排水路、それも、今、使用しておりません。そういうところを、8メートルのほどの長さでありましたが、コンクリートによって危険防止の策がとられました。

そしてまた、そこにおけます長尾地区からの排水路が土器川に流れております。それも川幅が約3メートル余り、深さも2メートル余りと、非常に危険なところでありましたが、ガードレールの設置がされました。

そういう点で前進は見ておりますけど、去年の6月26日でしたか、中讃土木事務所より現地調査に来ていただきました。そしてまた、本町の建設土地改良課からも出ていただきまして、現地調査していただきました。そのときに、県の言うことには、今後、十分な検討をするということで、できるものについては早急に対応するというので措置がとられたものと思っております。

なお、あそこにありますモクノキで直径が60センチほどでありますけども、非常に視界を妨げております。聞くところによりますと、これは県有地ののり面にある木でありますので、できれば、このあたりは早急に伐採をお願いしたらと思います。その点もあわせてお願いしたらと思いますが、町のほうから県へ強く要望をお願いしたいと思いますが、答弁よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 答弁、建設土地改良課長、池田勝正君。

○池田建設土地改良課長 ただいまの松下議員さんの御質問でございますけれども、県道長尾丸亀線、本当に議員がおっしゃるとおり、危険な箇所が複数ございます。町長の答弁にもございましたが、毎年度、県に要望もいたしております。ただ、答弁で申し上げましたとおり、事業化が実際おこなわれておりますが、あと申されました県有地に存在するモクノキの伐採、これ等も含めまして、再度、再三再四、県のほうに要望いたしてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 松下一美君。

○松下一美議員 今、言われたことでありますけど、十分検討をお願いしたいと思っております。

そしてまた、県の浜田知事におかれましても、いろんな会合におかれましては、最後にはやはり交通安全には十分気をつけるようにということでありますので、県当局も率先して対応していただけるものと確信しておりますが、町当局からもよろしくお願いしていただきますことをお願い申し上げまして、終わらせていただきます。

○田岡秀俊議長 以上で、12番、松下一美君の発言は終わりました。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

2番、常包恵君、1番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 失礼いたします。議長のほうの許可をいただきましたので、2番、常包であります。12月の定例議会に当たりまして、ただいまから一般質問を行いたいと思います。

私のほうからは、3点、一つ目は、町民主権のまちづくりについて、二つ目に、適正な課の配置並びに人員配置について、三つ目に、決算から予算編成へという3点につきまして、通告に基づき質問させていただきたいというふうに思います。執行部の皆さんの誠意ある回答をよろしくお願い申し上げます。

1点目の、町民主権のまちづくりについてお尋ねします。

私は、日ごろから、まちづくりの基本は町民の皆さんの声や町民の皆さんの気持ちの反映、そして声なき声の結集だというふうに考えます。そして、住民の皆さんと町と一緒にまんのう町の方針と申しますか政策、いわばお金の使い方を決めていくのが事だというふうに思います。

そのためには、まず、町が持っている情報、町の考え方などを町民の皆さんに、仮に町民の皆さんが反発が、反対が予想されるような事案であっても、まずは広報なりホームページ、また、告知放送などを通じまして、住民の皆さんに丁寧に説明することからスタートするのではないかというふうに考えております。

その上で、町と住民、その関係者、関係団体の方たちが議論を重ね、町はその多くの方々からの御意見を集約し、一定の方向性を出していく作業が大切だと考えます。大変時間のかかる作業とは存じますが、町民の方々にまちづくりをみずからの問題として意識いただくためには避けて通れない課題だというふうに考えます。

これらのことを全国的には自治基本条例とかまちづくり条例というような形で一つの自治体のルールとして明文化し、条例化をされているとお聞きしています。そういうルールづくりについてのまんのう町としての考え方をお尋ねしたいと思います。よろしくお願い致します。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

まず、町民主権のまちづくりについての自治基本条例、まちづくり条例についての御質問でございます。

御質問にありましたように、住民の皆さんと行政が一緒になって町の方針や行うべき政

策について協議を重ね、活力ある元気な町をみんなでつくり上げていくという構図は、まさに地方自治の目指すべき方向であると考えております。

さて、自治基本条例やまちづくり条例は、情報の共有や町民の参加、協働などの自治の基本原則として町民、議会、町役場のそれぞれの役割と責任を確認し、計画、審議会等への住民参加を積極的に推進し、それぞれが基本的なルールを定めてまちづくりの活動をするもので、県下ではさぬき市、善通寺市、丸亀市、高松市がそれぞれ条例を制定いたしております。

全国的な制定状況は、現在、372自治体で全国で約2割の自治体が策定しているようでございます。この条例制定の背景には、2009年以降の政権下において推進されたことから、毎年20から30の自治体が条例を制定していたようですが、年とともに徐々に少なくなっているようでございます。

御質問の自治基本条例、まちづくり条例の制定につきましては、趣旨は十分理解できますので、この条例が制定後の自治体の運営にどのような効果をもたらしているのかを調査、研究させていただき、今後、本町にとって備えておくべき条例かどうかを考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。当然、条例をつくっただけでは、そこに魂が入らないと何の意味もないわけではありますが、各地の条例を見てみますと、住民参画の方法といたしまして、各種の審議会や附属機関、まんのう町にもありますが、それぞれに公募による委員の参加を求めているようです。

まんのう町の審議会ではどのような形でなっているのでしょうか。見た限りでは、そのように区分けはしてなかったように思いますが、この考えは男女共同参画とも相通ずるものがあるというふうに考えております。

あわせて、男性だけで構成されている審議会があれば、今後、どのように考えていくか、どういう方向性で審議会や附属機関につきまして構成メンバーについて考えていくのかをお尋ねしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの御質問にお答えいたします。

本町では審議会や各種委員会の委員の公募を条例上で規定しているものではなく、まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会設置要綱に規定されているのみでございます。

しかしながら、町の大きな柱となる計画、例えばまんのう町総合計画の策定におきましては、住民参加のワールドカフェやワークショップを開催し、住民の声を反映した計画になるようしております。

また、そこには、町民との情報の共有や、住民の参加と協働などの自治の基本原則、町民と議会と行政のそれぞれの責任と役割、計画や審議会等への住民参加などを記載し、住民の参画を図ることといたしております。

さて、審議会等の男女構成比率についてでございますが、本町における法定の各種委員会、審議会の女性委員の登用率及び委員会などの女性比率は、まんのう町総合計画の平成29年度目標値では審議会委員35%、委員会委員20%となっており、まだまだ目標値を満たしていない会がございます。

まんのう町の男女共同参画プランにおいても、女性委員のいない委員会、審議会を解消し、より一層の女性の登用を推し進めることとなっておりますので、各種委員の選出区分に充て職等の特段の条件がない限り、各会の男女比率の不均衡を解消するように働きかけてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 再質問、常包恵君。

○常包恵議員 最終的には町長がそれぞれ委嘱をしたり、任命をするという形をとるんだろと思いますが、町長さんなり副町長さんのほうで、誰かが責任者として女性を入れなさいよとか、こうしなさいよというようなルールといいますか、指導をそれぞれの所管課のほうにきっちりおろしていただくというのがまず大切なのかなというふうに思いますので、その辺、今後、十分女性の登用というか、女性の意見を、男女の意見を、あらゆる階層の意見を集約をしていくという立場で運営をしていただきたい。

特によく学識経験者というような名前で委員さんが選ばれている場合が多いわけですけど、そうじゃなくて、いろんな階層から、また、そして、私、このことをかかわってみたいという方が町民の中にもおいでる、私たちが知らないところで、1万8,000人の町民の中においでるかもわからない、そういう分野にたけているというか、勉強しているという方、そういう方の発掘も含めて、公募による委員さんも大切なんじゃないかというふうに考えます。私たちが知らないところでいろんな活動をされている方がおいでると思いますから、その辺の、一緒につくるという立場でぜひ御検討いただきたい、改めて要望しておきますので、よろしくお願いいたします。

それと、最初に申した部分に関連いたしますが、まんのう町の住民の方で大多数は広報から情報を得ていると思います。現在、パブリックコメントが行われています地域福祉計画の素案によりますと、健康や福祉の情報の入手先は、全ての年代で半分以上の方が広報まんのうから情報を得ていると回答が出ているようです。

しかし、広報では紙面のスペースの関係があったり、いろいろな理由で十分な説明ができないこともあろうかと思えます。

また、昨今、学校ではITの教育が進んでおりますし、そういうことから、ホームページによる周知や説明、そしてまた意見の集約も、今後、重要な手段になるんじゃないかというふうに考えております。

しかし、現在のまんのう町のホームページを見たとき、他の近隣の市や町に比べて見てみようとか、つい開いていこうとか、そういうような感じは、興味はかき立ててくれません、残念ながら。

また、私がIT不得意なんですけれど、どこにどの情報が掲載されているのかがなかなか

か見つかりません。よう見つけないんです。現在、ホームページの改修計画はどのようなになっているのかお聞きしたいと思います。完成のめどはいつごろになるんでしょうか。

それと、なお、ホームページに掲載する基本的な考え方として、町が持っている情報は原則として公表、公開を原則とすると。そのような考え方をお願いしたいと思います。

現在、まんのう町にも情報公開条例というのはありますけれども、その情報公開条例で請求をすれば、全部開示をされる、そういうようなものはあらかじめ可能な限りホームページに載せていつていただきたいというふうに思います。

先ほど出ましたが、審議会の会議録とかそういうようなものも、計画決定に至る経過であったり、委員さんの考え方が発言などもわかりますから、原則議事録の公開、公表、そういう観点をお願いしたいと思います。執行部のお考えをお聞きしたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の御質問にお答えいたします。

まんのう町ホームページについてでございますが、御指摘ありがとうございます。現在のホームページも10年を経過し、視覚的にも操作的にも閲覧者にとって新鮮味のないサイトとなってきたことから、現在、新たにホームページを再構築中で、年度内には公開する予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、行政情報の開示につきましても、特段の制約のないものは、議事録等を含めてできる限り公開を行っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございます。ぜひ御期待をしておきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、職員の皆さんには、議事録の作成等につきましては、大変煩雑な事務になろうかとは思いますが、原則公表、公開という観点で臨んでいただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、町議会の関係なんですが、町議会のケーブルでの中継とかインターネットによる中継につきまして、以前に検討された結果、予算面から現在行われているような行政告知放送での中継となったというふうにお聞きいたしております。

しかし、さきの県外視察先でも、ケーブル中継がされておりました。香川県議会でもインターネットによる中継がされております。したがって、まんのう町や議会を住民目線により近い存在とするために改めて検討していただきたいというふうにも思います。

しかし、この問題は私たち議員が最初に主体的に考えなければならない問題とは承知いたしておりますが、予算を伴いますので、執行部としても再検討もいただき、その情報を御提供いただければ幸いかと存じます。

この問題は要望にとどめておきますので、改めてお願いしたいと思います。

それで、1項目めの最後の質問であります。定例会の中でのこういう一般質問であったり、常任委員会の中での質疑に対して、検討しますというような答弁がよくあるわけで

すけれど、そういう問題につきましては、執行部としてその後の進行管理と申しますか、途中経過、現在の到達度、現時点での成果と課題、今後の予定、そんなものを執行部の中で共有していただいて、議会へも定期的に報告いただければというふうに思っています。既に理事者側のほうでそういう進行管理がされているのであれば、そういう方法についてお示しいただけたらと思います。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの御質問にお答えいたします。

議会定例会での質問事項や委員会はもとより、その他各種審議会等での案件につきましても各課担当にて状況を精査し、進捗の把握をしております。

また、重要案件につきましては庁内にて協議し、状況の共有、連携を図っておるところでございます。

なお、今後は業務遂行に関しましても情報共有を図り、発信に努めたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 以上で、1 番目の質問を終わります。

続いて、2 番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 失礼します。それでは、2 項目めの、まんのう町の課の適正な配置並びに人員の配置についてお伺いしたいと思います。

ことし4月1日現在の再任用や任期つき職員を含む正規職員と臨時職員などについて、職種別にお答えいただけたらと思います。

その中で、まんのう町と類似団体、産業構造なり人口規模がよく似た団体との比較などを通じまして、まんのう町として特徴的なことがあるのであれば、あわせて教えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員さんの質問にお答えいたします。

4月1日現在の職員数についてお示しいたします。

類似団体との比較でございますが、総務省調査において、人口と産業構造により地方自治体を類型別に区分し、その類型に属する自治体の1万人当たりの職種別職員数が示されております。

まんのう町の属する類型ですと、例えば会計出納係職員数は1万人当たり1.67人でございますので、人口を乗じた3名となります。この積み上げが類似団体別職員数として示されております。

これによりますと、最新データが平成29年度ではありますが、同じ類型の中での職種別職員数に多い少ないはありますものの、まんのう町全体の職員数としては適正な値でございます。

そこで、職種別職員数でございますが、地方公共団体定員管理調査で定義されております職種とさせていただきます。正規職員は一般行政職80名、福祉関係46名、教育63

名、公営企業等会計部門で２８名の２１７名でございます。

また、臨時職員数について類似団体別との比較は調査がありませんが、一般行政補助職２４名、福祉関係職１７名、教育関係職１９３名、現業職４９名、公営企業等職１０名の２９３名でございます。全体として臨時職員が多く、特に教育関係職が多い傾向にありますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○田岡秀俊議長 再質問、常包恵君。

○常包恵議員 どうも煩雑な作業をありがとうございました。

正規職員２１７名、臨時職員２９３名、類似団体との比較では、おおむね妥当な線というふうな回答だったと思いますが、その中でも教育職に多くの臨時職員が配置されているということは、教育に重点を置いた施策がされていると、予算配分がされているというふうに理解します。それは特に否定はしませんが、同じような仕事をしている中で、正規職員と臨時職員との格差というのは非常に大きな待遇の格差というのはありますので、可能な限り、常時必要な人員であるならば、正規職員にというのを要望しておきたいと思います。

次に移りますが、ことし、まんのう町で一般行政職、それから保育教諭、経験者枠保育教諭の募集をいたしました。何人の応募があり、受験をし、合格、採用予定となっているのでしょうか。９月議会の私の質問の中では、退職者補充を原則とするとの答弁をいただいておりますが、現時点で来年４月の必要な職員数の確保はできておるのでしょうか。

また、作成されておると思うんですが、先ほど言いましたような募集、応募、また１次、２次の試験の受験者、合格者などの人数について、町のホームページでの公開はできないものかと考えますが、御答弁をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の再質問にお答えいたします。

職員採用の募集数についてでございますが、一般行政職応募１３名で採用予定１名、保育教諭応募８名で採用予定４名、経験枠保育教諭応募２名で２名の採用を予定いたしております。

また、来春の職員数の確保につきましては、退職予定者１１名に対し、新規採用者７名ですが、退職者のうち数名から再任用の希望があり、職員数は確保できております。

ホームページにつきましては、毎年１０月末に前年度データではありますが、まんのう町人事行政の運営等の状況の中に職員採用の応募者数及び採用者数を記載いたしておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ありがとうございました。ぜひ必要な仕事に対しての必要な人員の確保をよろしくお願いいたします。

先日、琴平町のホームページを見ておりますと、一般事務職を１名追加募集をするという記事が載っておりました。この時期での募集というのは琴平町にとって何かあるんだろ

うとは思いますが、私はこの時期での採用というのは余りお勧めはしませんが、役場の仕事はマンパワーが基本でありますから、住民サービスの維持向上に向けては、必要人員の確保が一番大切なところかなというふうに感じております。

そういう観点で、まんのう町では、今まで一般行政職につきましては、上級職の採用しかしていないというふうに聞いております。来年度の採用に当たりまして、これ、9月でも申し上げましたが、高校卒業程度、いわゆる初級の採用を実施いただきたいというふうに考えます。定期的に採用しておれば、高校の就職担当の先生からも、まんのう町の職員採用試験を受けてみたらどうかというような声もかかるんじゃないかというふうに考えています。

それと、香川県下9町の採用試験は、1次試験を県の町村会のほうに委託していると思います。初級から上級職それぞれ委託をしておると思いますが、その試験日を香川県やほかの市と一緒にすることはできないのでしょうか。どこかに問題があるのでしょうか。その辺、ちょっと私わからないので、わかれば教えてください。

公務員を志望する学生にとりましては、受験の機会が減る、回数が減るということで厳しくなることもわかりませんが、二つ以上の団体から合格した方が、県庁などほかの市町に流れるといいですか、ほかを選択するということはなくなるんじゃないかと私は考えるんですけれど、執行部の考え方をお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の再質問にお答えいたします。

一般職の採用につきましては、数年間は上級職の採用となっておりますが、過去には高校卒業程度の採用も実施いたしておりました。

今年度実施の採用結果や人員定数管理の面、また、昨今の求人倍率の増加、売り手市場と言われる就職状況、そして専門性を必要とする業務の増加など、さまざまな条件を勘案すると、幅広い人材の確保は必要であり、今後は採用のあり方を早期に考えてみたいと思っております。

次に、採用試験においては、御質問のとおり、1次試験は町村会に委託しております。町村会に試験日について問い合わせてみますと、全国的に試験問題を作成しているところがあり、試験日程を統一しているとのことでございます。

また、1次試験を独自で実施している県や市があり、現状では日程調整が困難な状況にあります。

次に、県内の採用状況を見てみますと、町役場以外で国、県、市役所を併願し合格すると、より上位や勤務条件のよい就職を望む傾向にあるようです。したがって、試験日程を統一した場合、他の選択はなくなる一方で、町役場への志願そのものが減少する懸念もございます。

いずれにいたしましても、町の将来を担う人材確保に向けて、他自治体の採用状況も参考にしながら募集要項を決定してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいた

します。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ちょっと時間があれなんで、ぜひ高卒初級職の採用を、今から作成する部分ですから、初級職の採用について改めて要望しておきますので、検討いただきたいと思います。近隣市町では初級職も採用しておりますので、その辺、よろしくお願いします。

次に、障害者雇用についてお伺いいたします。

障害者の方の法定雇用率水増し問題というのが国家公務員を中心に報道されておりました。県内でも6団体が指摘されておりました。まんのう町は法定雇用率での問題はなかったように新聞報道では見受けましたが、まんのう町では正規職員での確保といいますか、それがどういう状態なのか。法定雇用率の引き上げというのが要因にあらうかと思いますが、ことは多度津町や綾川町やその他近くの市や町で、障害者枠として正規職員の募集がありました。

障害者雇用促進法の目的は、障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進、また、職業リハビリテーションなどを通じまして障害者の職業の安定を図ることとあります。正規職員で採用することにより、職業の安定、すなわち生活の安定につながると考えます。

執行部の考え方、また、現状についてお聞きしたいと思います。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の障害者雇用枠についての御質問にお答えいたします。

障害者枠といたしましては、平成30年度に障害者雇用率が改定され、全国的にニュースになったことは記憶に新しいところですが、当町としては、今年度途中採用により、一時、基準を満たしておりましたが、先日、該当職員の退職があったため、現在、1名不足しているところでありますが、そのために来春には雇用できるよう準備を進めておるところでございます。

なお、今回は急な退職であったため、臨時職員として採用を進めております。以上でございます。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 それは今年度の話でしょうか。来年度の試験においては、周辺市町のように障害者枠を設けていただけるというふうに理解をすればいいのか、改めてお考えをお尋ねします。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 常包議員の御質問にお答えしたいと思います。

障害者の枠の率につきましては、全国的な状況もあるんですが、まんのう町としても基準を今回切っております。ということで、その法律を遵守するような形で、今、進めているということで御理解いただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 しつこいようなんですが、臨時職員の方だったら、臨時と正規職員、先ほども言いましたが、全然待遇が違うわけです。そういう中で、途中で退職、正規職の会社がひょっと見つかったら、そちらへ移ろうかという方も当然出てこようかと思えますから、それは障害者であろうが、障害でない方であっても同じだろうと思うんですけど、障害者の雇用をふやすという意味では、正規職員として採用してもらいたいという要望なんですけど、その点について回答をお願いします。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 常包議員さんの質問にお答えしたいと思います。

当然、障害者の率を確保しなければいけないので、先ほども、採用の関係で、答弁の中にもありましたが、幅広い人材を求めていますとともに、障害者枠というのも視野に入れて考えていかなければいけないということで、今、進めてございますので、その点、御理解いただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 ぜひ、先ほどの初級の問題と一緒にですけど、そういう立場で各市町とも努力されておりますから、まんのう町についても努力をいただきたいというふうに思います。

次に、学校給食調理についてお伺いしたいと思います。学校というのは、教師と、それから用務員であったり、給食調理員など、違う職種が一つのチームとして子供たちの成長、健全育成をそれぞれの立場で担っているというふうに私は理解しております。

まんのう町は食育なり地産地消という観点から、大変有効と思われます単独校方式を採用しております。さきの教育民生常任委員会でも、子供たちの給食の食べ残しはほとんどないという答弁もいただきました。給食のにおいがする、給食をつくってくれる人の顔が見える、調理をして時間がたっていない給食が食べられる、地域の知っている方の農家の安全な食材を使う、地域の商店から食材を購入するなど、今後も単独校方式の継続をしていただき、そのメリットを生かしていただきたいというふうに考えております。

内閣府がことしの6月19日に発表いたしました子供・若者白書によりますと、毎朝、しっかり朝食をとる人は、小学生では86.9%、中学生では82.7%にとどまっております。原因はそれぞれいろいろあるかと思いますが、数%の子供たちが朝食を全く食べていない、余り食べていないと答えております。毎日食べている人が減っているそうでもあります。朝食は学力にも影響すると報道されております。そういう立場から、教育委員会として現在の単独校方式についてどのようなお考えをお持ちか、教育委員会の考えをお尋ねします。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 教育長、三原一夫君。

○三原教育長 常包議員さんの再質問にお答えしたいと思います。

基本的には、議員さんのお尋ねの趣旨は十分理解しておりますし、そういう方向を大切にしたい、そういうふうに思っております。

ちょうど2年前の11月定例教育委員会がございましたけれども、その折にも、今後の給食についての方向性が話題になったところでございます。

まんのう町の給食は、先輩たちが確立した安全でおいしい学校給食でございます。保護者からの信頼も得ており、できるだけまんのう町内で調達した食材を各こども園、小中学校の給食調理場においてまんのう町の職員が調理し、児童生徒に提供いたしております。

子供たちが健やかに成長していくためには、運動、調和のとれた食事、十分な休養、睡眠が大切であります。また、子供がこうした生活習慣を身につけていくためには、家庭の果たすべき役割は大きいところでありますが、最近の子供たちを見てみますと、よく体を動かし、よく食べ、よく眠るという成長期の子供にとって当たり前で必要不可欠な基本的な生活習慣が乱れているような気がいたしております。

家庭における食事や睡眠などの乱れは、個々の家庭や子供の問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として地域による一丸となった取り組みが重要な課題となっていることから、文部科学省におきましても「早寝早起き朝ごはん」のスローガンのもと、子供の基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる運動を積極的に展開しているところでございます。

しかしながら、先般、町内こども園の3歳児から5歳児の約400名を対象に実施した元気な体づくりアンケートの結果を見ましても、本町において1割の子供たちが朝御飯を食べていない状況となっております。また、野菜をしっかりと食べているかという設問に対しても、3歳児、4歳児では4割程度、5歳児においては1割未満の子供しかしっかりと野菜を食べていないという結果が出ております。

このようなことから、本町の学校給食は野菜をふんだんに使った献立となっており、子供たちの食育にも大きく寄与していますとともに、季節に応じた献立や、昔ながらの郷土食、袋めんでないうどんやそばの提供など、他の自治体では類を見ないものとなっているわけでございます。

また、自校方式での調理でありますから、子供たちは調理員の顔を見ることができ、昼前には給食調理のにおいを楽しむことができ、毎日、温かくおいしい昼御飯を楽しく食べることが可能となっております。

調理をしているのが本町の職員であるため、調理員は子供たちのために給食調理と真剣に向かい合い、異物混入も皆無に近く、食べ残しもほとんどないおいしい給食が提供されているわけでございます。

このように、安全でおいしい学校給食を今後も継続して提供することが教育委員会としての責務であると考えておりますことを申し添えて、常包議員への回答とさせていただきます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 どうもありがとうございました。ぜひよろしく願いいたします。

それで、調理員は、今もありましたが、地域の商店から買うような発注、また、今後も

複雑化しようとし、アレルギーへの対応、先ほども申しましたように、朝食を食べてこない子供たちがふえるなど、子供の成長において給食の位置づけは大変大きくなっており、というふうに思っております。食育という視点から見ても大切な役割を担っていると、教育長さんの答弁からも改めて思ったところであります。

このような状況の中で、まんのう町では、現在、定年後の再任用職員 3 名を含めて各学校やこども園に最低 1 名の正規職員が配置されていると聞いております。その中で、20 代、30 代はいないと聞いています。

先ほどから申してまいりました自校方式、単独校方式での優位性を今後も維持していくためには、調理員の計画的な採用をお願いしたいと思います。大変おいしいと評判のまんのう町の給食を今後も継続していくためによりしくお願いします。

調理員という職種は、大変全体から見れば小さな職種ではありますが、年齢バランスを考えますと、余り時間はないと思います。ぜひ町長の決断を、考え方、よりしくお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の再質問にお答えいたします。

給食調理場には、現在、再任用職員を含む正規職員が 7 名、臨時職員が 25 名在籍いたしております。町内の小中学校には、学校給食法において設置が義務づけられております衛生管理責任者として正規職員の調理員を 1 名ずつ配置いたしております。

また、幼稚園型認定こども園である高篠こども園と四条こども園を除く四つのこども園を含め、11カ所の給食調理場で給食の調理を行っており、ところでございます。

給食調理業務といいますのは、いわゆる調理だけではなく、常包議員の御質問にもありましたように、給食食材の発注を初め調理場の衛生管理、毎日の調理の動線計画の作成、アレルギーがある子供への対応食の調理など、本当に多岐にわたった業務がございます。

調理につきましても、一番規模の小さいこども園でも毎日 50 食、中学校になると毎日 480 食もの調理が必要で、大変な重労働を担っていただいております。

このような重労働でもあるためか、調理員の確保にも一苦労をいたしており、常にハローワークに求人を出しておりますが、なかなか応募者がいないのが現状でございます。

先ほど教育長がお答えいたしましたように、それぞれのこども園、小学校または中学校の給食調理場において、安全でおいしい給食を子供たちに提供していくためには、何とか調理員を確保していかなければならないと考えており、調理業務につきましても、少しずつでも外部委託ができないものかと検討いたしておりますので、よりしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 自校方式は継続していくということでしょうけど、外部委託というのは、県内で近くで言えば坂出市がそうだったと思いますが、余りいいうわさは私は聞いておりません。本来は全員が正規職員であるのが一番いいんだとは思いますが、いろんな事

由の中で、最低１名は確保していただきたいというふうに、これも含めて来年度の採用計画の中で再検討いただきたいというふうに思います。

次に、機構改革についてお尋ねいたします。

現在の機構というのはいつからでしょうか。それと、新年度、組織機構改革を行う考えは町長さんにあるのでしょうか。

１２月議会に課の設置条例の改正議案が提案されておられませんから、ないという判断もできますが、従来は３月議会で改正してきたというふうにも思いますが、課やそれぞれの課の所管事務をはっきりさせないと、課の必要人員というのは決まらないわけで、４月１日付の人事異動の作業にも入れなくなるのではというふうにも考えます。

また、何よりも住民周知の時間が大切だというふうに考えます。毎年のように組織が変わると、場所が変わると、住民が一番困りますし、また、費用もかかるというふうに考えます。

しかしながら、私も議員として７カ月余りかかわってきた感想であります。各課の業務、また、それぞれの課の所管事務にアンバランスがあるようにも感じます。町長の考え方をお聞きします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の再質問にお答えいたします。

直近の課の配置は、平成２８年４月に産業経済課の商工観光係を企画政策課へ所管がえし、また、地方創生推進室を新設して、企画観光課にあわせて産業経済課を農林課といたしました。また、社会教育課を生涯学習課に名称変更いたしました。

次に、地方自治体の機構を考えるには何点かポイントがございます。まず、地方自治法２条１４項では、地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならない。また、同１５項では、地方公共団体は、常にその組織及び運営の合理化に努めるとともに、他の地方公共団体に協力を求めてその規模の適正化を図らなければならないといたしております。

次に、住民生活に身近な業務につきましては、特にわかりやすい窓口、組織にすることが求められております。そして、質問、苦情、要望に対して、どの部署が責任を持って対応できるかを明確にする必要がございます。また、国、県、他関係機関との連携、調整もスムーズに図っていく必要がございます。以上のような項目を念頭に、情勢に即した組織体制を整えて課の配置を決定いたしております。

確かに常包議員御指摘のように、当町としましては業務量に見合った人員配置をしておりますが、各課、担当部署間の業務量が均一でないことは承知いたしております。これにつきましては、定期的な人事異動により、少しでもアンバランスの解消となるように努めております。

また、昨今の社会情勢の急激な変遷に伴い業務内容は専門性を帯び、業務量も増加傾向

にございます。そして、業務によっては所管する課が明瞭でなく、幾つかの担当間での連携が必要となる場合もございます。今後、住民のニーズや当町を取り巻く環境に対応すべく組織体制を考えてまいりたいので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 適材適所、適正な人員配置、それは、今、町長が言われましたように、住民の福祉の向上を一番最大の目的に置くというのが当然であります、ぜひよろしくお願いいたします。

2番目の質問を終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、2番目の質問を終わります。

続いて、3番目の質問を許可いたします。

○常包恵議員 3番目の質問、予算編成についてお尋ねいたします。

平成30年度も既に4分の3が終わろうとしております。同僚議員も朝の質問の中で今が予算編成時期というようなことを言われましたが、私は今年度の目標の達成度や決算見込みなどに基づいて、次年度、31年度といいますか、来年度の予算ができ上るものと承知しております。

事務事業の評価結果との連携により、新年度の予算編成を行うというような答弁が平成24年なり25年にされております。平成31年度の、新年度の予算編成方針がどのような形になっておるのか、各課への指導はどのようなになっておるのか教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 常包議員の、決算から予算編成への質問についてお答えいたします。

平成29年度の一般会計決算額は、歳入総額が116億548万8,000円で、前年度に比べて8億2,278万9,000円の増(7.6%増)、歳出総額が112億589万1,000円で、前年度に比べて11億1,510万2,000円の増(11.1%増)となり、歳入歳出とも前年度を上回りました。

決算収支につきましては、実質収支が3億6,379万3,000円の黒字、単年度収支は2億4,270万1,000円の赤字となりました。

また、実質単年度収支は、財源調整のため、財政調整基金から3億4,000万円取り崩したことにより、5億6,553万8,000円の赤字となっております。

財政の健全化を示す各指標につきましては、経常収支比率が物件費、維持補修費等経常的経費の増加により、前年度に比べて2.5ポイント上昇し86.6%、実質公債費比率は前年度と変わらず7.0%を維持しており、公債費負担比率は長期債元利償還金が増加したこと等により、前年度に比べて0.7ポイント上昇し、14.8%となりました。

自主財源の根幹となる町税収入におきましては、国の各種政策の効果が発現する中で景気の回復が徐々に現れていることなどから、地方全体では増収が見込まれており、本町の平成30年度町税収入の決算見込み額も、微増ではありますが、前年度決算額以上は確保

できるものと見込まれております。

また、平成31年度の町税収入の見通しは、新たな経済対策の実施による景気への影響について予測できない状況にある中、平成30年度決算見込み額並みが確保できることを期待しているものの、法人税などは不透明な状況にあり、増収への過度の期待は控えなければなりません。

さらに、本町の地方交付税は合併特例期間の終了により、平成28年度以降の5年間で段階的に減額され、平成33年度には10億円余りの大幅な減収となる見込みであり、一般財源所要額の確保に大きく影響することから、その備えとして一層の行財政運営のスリム化を図る必要がございます。

一方、歳出につきましては、公債費において、平成27年度に繰上償還を実施し、現債高が一旦減少したものの、琴南支所、仲南小学校等の大型改修事業に係る公債費の増加、また、少子高齢化の進展に伴う扶助費の増加が避けられない現状に加え、今後、医療保険に係る特別会計への繰出金の増加や町有施設の老朽化に伴う維持補修費が財政を圧迫し、厳しい状況が続くものと思われます。

平成31年度町政運営における施策立案の基本的な考え方として、今年度の事業検証を踏まえた上で、これまでの行政側の供給視点によるサービスそのもののあり方を転換し、住民の需要に応じる公共サービスの新たな形を確立するという視点で取り組み、利用者のニーズの把握に重点を置き、質の向上を意識することが重要であります。

また、合併特例期間が終了し、激変緩和期間に突入したことによる持続性、安定性のある財政構造を構築することも重要であります。

次に、平成31年度の予算編成における重点施策の取り組みといたしましては、まんのう町総合計画及び実施計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略における主要施策、総合計画では生活環境の保全など28施策、総合戦略では移住・定住の促進など8施策や重点事業の着実な推進、また、子育て支援対策、人口減少対策、環境問題等の住民ニーズに沿った独自施策の検討、実施を図ることとし、施策の目的を達成させる手段と実施計画等の位置づけ、実効性や効果を十分検証の上、必要最小限の要求額となるように努めることといたしており、特に10月19日に全職員に周知いたしました平成31年度予算編成方針では、各課の自主性、自立性の確保と職員の自治体経営意識の徹底、スクラップアンドビルドの促進などを目的に、全293事業について枠配分方式による予算編成を実施しております。そして、重点施策などの政策的経費や義務的経費を除き、一般財源ベースで平成30年度当初予算額の92%の範囲内にとどめることといたしております。

以上、常包議員の3番目の質問への答弁とさせていただきます。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 済みません、ちょっと最後、聞き取りにくかったんですが、枠配分方式と、それから前年度比何%と言われたんですか。その辺、もう一度、ちょっと総務課長でもどちらでも結構ですので、何か説明をお願いします。ちょっとわかりづらかったんで、

もう一度、説明をお願いします。

○田岡秀俊議長 総務課長、長森正志君。

○長森総務課長 常包議員さんの今の質問で、最後のくだりのところであったかと思っています。

枠配分の中で、10月19日に全職員に周知した内容としまして、30年度予算ベースから言うと、92%の範囲、8%カットということで指示を出しているということでございます。よろしくお願いします。

○田岡秀俊議長 常包恵君。

○常包恵議員 今のは経常的な経費が8%カットという、全部込みの8%カットということでしょうか。全体的で8%、経常的。

○長森総務課長 経常です。

○常包恵議員 わかりました。

限られた財源の中で有効的かつ効果的に、また、重要で緊急を要するものにつきまして、めり張りをつけて配分していただき、町民の福祉向上につながるような予算編成を切にまたお願いをいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いします。ありがとうございました。

○田岡秀俊議長 以上で、2番、常包恵君の発言は終わりました。

ここで、議場の時計で午後3時5分まで休憩といたします。

休憩 午後 2時52分

再開 午後 3時05分

○田岡秀俊議長 それでは、休憩を戻して、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問の通告がありますので、これを許可いたします。

8番、三好郁雄君、1番目の質問を許可いたします。

○三好郁雄議員 議長の発言の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

今回、私は2件ほど一般質問をいたします。

最初の問題ですが、これも、毎回、大体類似のことを言うんですが、福祉タクシー券の内容を考え直してほしいということで、この福祉タクシー券というのは、地域によって、今、限定いうか、地域性なく一般にタクシー券を月2枚補助しておるということなんですが、まんのう町は複雑な地形であるんで、地域によって病院が遠いとか、そういう問題がいろいろあるんで、そこのところ、枚数をちょっとふやしてほしいということを本当は言いたいんですが、これはいろいろ難しい、区域によっては線引きは大変難しいと思うんですが、何としても免許返納者もだんだんとふえてくるような状況にある問題であるので、極力、これからのまんのう町をよくするために、また、年寄りが高齢者で困って買い物にも行けんがというよう問題もいろいろさまざま出てくるんで、そこのところを見直してほしい。

それともう一つは、このタクシー券の補助券、券の裏に限定をしておる部分があるんですが、これも医者の方に限り通用するというような問題を書かれとる。五つぐらいあったんですが、最初の書かれとる医者の方に限り使用できるという部分を明記しとるんですが、その部分を少しでも緩やかにとかなんかの方法を取り入れていただけたらありがたいんですが、それでもしそれが無理というんならば、あいあいタクシーは今の現状では、私もかわっておるんですが、あいあいタクシーだけではちょっと無理なような状況で、もう手いっぱいなんです、そこのところ、何かいい方法を、町としてはどういうふうを考えておるか、ひとつよい考えをお願いしたいんです。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好郁雄議員の、福祉タクシー券の内容見直しについての御質問にお答えいたします。

御存じのように、現在、福祉タクシー券は75歳以上の方に500円券を24枚、障害者手帳の1級・2級及び療育手帳A、○Aをお持ちの方に500円券を24枚、年齢と手帳の両方の要件を満たす方に500円券を48枚お配りいたしております。その利用の範囲といたしましては、目的を通院に限定しており、使用できるタクシー会社は町内業者に限定いたしております。

まず、一つ目の御質問は、地域ごとに配布するタクシー券の枚数を調整するなどして、病院までの距離による運賃負担の格差を解消できないかということでございますが、今は居住地に関係なく同じ枚数を配布しているため、町外の離れた病院へ通院されている方は、すぐにタクシー券を使い切ってしまいます。この差を解消するため、地区ごとに通院する病院の距離に応じて券を配布した場合、一見、地域格差は少なくなるように思われますが、住んでいる場所によっては、道を隔ててタクシー券をもらえる枚数に差ができる人可以ることから、今まで感じなかった不公平感を利用者が感じるることとなります。

また、タクシー券の交付時には、通院する病院までの単純な直線距離では比較できないことや、複数の病院に通院している人などさまざまであることから、事務が非常に複雑化するほか、予期しない格差を生み出してしまう可能性がございます。

その解決策といたしましては、住んでいる地域や受診する病院の距離を考慮せず、実際にかかったタクシー運賃の何割かを補助する方法も考えられますが、その場合の手順は、利用者に料金を一時立てかえしてもらい、後でタクシー業者の領収書と経路の証明書を添付して後で申請して返金させていただくか、タクシー業者にその場で割引分を立てかえしてもらい、後で町に必要書類を添付して請求してもらう、あるいは所得額により割引率を変えていくなど、幾つもの方法は考えられます。

しかし、いずれも実務面ではタクシー業者と利用者に今以上の負担をかけることは明らかで、仮に利用上限額を設けても、割引率によっては金銭的に負担がふえる利用者が出てくるなど、公平性を追求する余り非常に複雑な制度となってしまう可能性が大でございます。

今後、高齢化がより加速し、交通弱者がふえていく中で、このような事業の必要性は高くなってきていますので、本事業を安定的に継続させていくためにも、財政的な負担も考慮して、今後の福祉タクシー助成事業のあり方、展開方法について、利用者の意見やタクシー事業者の意見を伺いながら慎重に判断してまいりたいと思います。

また、あいあいタクシーや他の公共交通機関との連携ではカバーすることのできない利用者のニーズについては、どのようなサービスをどこまで充実させていく必要があるのかということ、先進事例等を参考にしながら総合的に考えていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

また、福祉タクシー券の利用の限定を見直し、利用できる範囲を拡大してはどうかとの御質問でございますが、現在は福祉タクシー券は、本事業の目的により、医療機関への通院に要するタクシー料金の一部を助成するとなっており、病院の行き帰りの通院にのみ利用できることとなっております。

近隣市町には利用目的を制限せず運用しているところもございますが、そのような自治体の運用は、利用できる対象者を住民税非課税の人や障害・療育手帳を持っている人に限っているなど、本町の配布の要件よりもさらに厳しく、公共交通政策の目的ではなく、高齢者福祉、障害者福祉の意味合いが強いものとなっております。

御質問にもありますように、通院以外に買い物やレクリエーション施設に福祉タクシー券を使った場合には、福祉タクシー助成事業の趣旨から外れてしまうこととなります。皆様から預かった税金を充てる以上、ある程度厳格に運用をすべきであると考えております。

しかしながら、利用者からは通院以外にもタクシー券を使いたいとの御意見をいただいております。超高齢化に伴い、本町では特に通院以外にも買い物支援対策等が必要であることは十分認識しておりますので、交通弱者となっている高齢者等への援助、救済策の今後の展開について、他の支援制度とあわせて複合的に考えてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好郁雄君。

○三好郁雄議員 御答弁ありがとうございました。

例えば、こういう事例が、私も聞いたんですが、身内が、知り合いとかが病院へ入院しとるとかいうんで見舞いに行ったと。帰りはタクシーを呼んだ。だけど、その人はかたい人であって、よう使わなんだと。券を、病院からやから黙って使えばええんやけど、真面目な人はよう使わんらしい。それで現金で払ったとか。もらっても意味がない、私は使わんのやという人もおるし、そこのところ、それは福祉の、今、町長がおっしゃったことはわかるんですが、幾分、限定の部分を何とか和らげるというか、穏やかに、ちょっと軽うに買い物もできるような方法とかいうのもつけ加えるいうことはできんのですか。病院のみ限定いうんじゃなしに。

○田岡秀俊議長 答弁、企画観光課長、常包英希君。

○常包企画観光課長 お答えいたします。

福祉タクシー助成事業の要綱につきましては、この目的を高齢者または心身に重度の障害者にある方に対して、医療機関への通院に要するタクシー料金の一部を助成するとなっております。病院への患者さんへのお見舞いのほうを通院として捉えるかどうかというようなことでございますけども、要件のほうを緩和してということでございますけども、今、実施しております福祉タクシー券の助成制度につきましては、この制度で運用するというのは難しいものというふうに考えてございます。

この問題のほうですけども、解決するには、公助によるサービスのほうは制限がございますので、今からのことにはなるんですけれども、先進的な取り組み等を調査させていただいて、共助の部分での支援ということで、またそのサービスの導入の可能性につきまして研究のほうをさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好郁雄君。

○三好郁雄議員 ありがとうございます。現在は買い物支援と、とにかく免許返納したら車は乗れんのやから、年寄り、高齢者は買い物に行くのが困るということで、琴南、仲南地区は買い物移動車、移動販売でやっとなんですが、これは軽トラぐらいでやっとなやきん限定されるんで、品物が限定されて、十分な自分が要るいうもんがぱっと買えんと。後で注文したらできるそうなんですけど、そういうふうなことも踏まえて、私は病院に限るいうんもそれはわかるんですが、そこのところを、あんまりきちっと病院と書かれたら、病院のみ以外は絶対に使えんということになるんで、そこのところを、今後、考えていただくようお願いを申し上げまして、回答は要りませんから、なるだけそれに近づくような格好を何とか考えていただきたいと思います。

○田岡秀俊議長 以上で、一番目の質問を終わります。

続いて、2番目の質問を許可いたします。

○三好郁雄議員 2問目の質問ですが、周囲の環境をどのように考えているかということですが、これは私の地区の隣町の問題なんですけど、隣というのは、山一つを境にして、山の尾根、頂上を境にして、反対側に今の一般質問をする問題の中にある地区ですが、綾川町と、その山の尾根の反対がまんのう町です。だから山を一つ境にしての施設があるんですが、それは、この間、まんのう町も視察に行ったわけですが、説明の中では、焼却して、それからまたその焼却物を山へ持って行って埋めて、花崗土で押さえて、花崗土で押さえていきよるんやけど、だんだん山が大きくなってるんです。そこのところ、この山をどんどん積んでいけば、物体がある程度限られたもんでしよる、心配性はない完全なもんやというんですが、そこのところは私も十分中身を見た、確認したわけではないんで、相当高さは見学に行ったときはありましたが、それをずっとそのまま、綾川町やからまんのう町とは関係ないがとおっしゃれば、そのような状態なんですけど、これを5年、10年、そのまま放置していったら、だんだんと雨が降ったりなんかしたら、それがしゅんで山の裾へ流れてくるというような状況も起きかねんということで、それを懸念しとるんですが、特に地区で言ったら備中地地区というところがあるんですが、それは今の工場のすぐ本当

に一、二キロの、直線にしたら１キロもないぐらいな距離なんです。その地区は大変ににおいもあるし、時と場合によったらにおいが来るそうなんです。大変困つとるということで、このまま施設を全然監視せんとおくというのは、私はちょっと町民も納得をせんところがあると思うんです。これは時々分析していただいて、水は高いところから流れるということがありまして、その反対側の上がり口のところにはピットをこしらえて、そこへ水がたまるようにしとるんですが、山の尾根のほうへ向いては、それは埋めたままの状態なんで、私もちょっと説明が十分できんのやけど、その雨水が、雨が降ってきてだんだん蓄積して、下へしゅんでいったやつは、反対側の山にも出んとは限らんのです。そこのところは、やっぱり綾川町とも連携として、水の水質の検査とかはちょっとしていただきたいというふうに私は考えておるわけですが、今すぐに出んでも、将来は出てこんとも限らん問題でありますんで、その点は、私も町が全然地区が違うんで、ちょっと言いにくいところがあるんですが、そこのところはまんのう町の考えとしてはどのように考えておるか、ちょっと御説明をお願いします。

○田岡秀俊議長 町長、栗田隆義君。

○栗田町長 三好郁雄議員の２番目の質問、周辺の環境をどのように考えておるのかという御質問にお答えいたします。

先日、視察いたしました隣町に設置されております廃棄物最終処分場につきましては、香川県知事の許可を得て施設を設置していること、また、香川県の立入検査を受けていることから、埋め立ての規模につきましては、その許可の範囲内で実施していると思われま

す。議員御指摘のように、埋め立ての方法につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の中で、埋め立てる廃棄物の一層の厚さはおおむね３メートル以下とし、かつ、１層ごとにその表面を土砂でおおむね５０センチ以上覆うことと規定されており、焼却灰や粗大ごみなどをその基準に沿った方法により埋め立てていると思われま

す。また、地下水への影響についてでございますが、埋立地からの浸出水による地下水の水質への影響につきましては、その有無を判断することができる埋立地周辺の２カ所以上の場所から地下水の水質検査を実施することが義務づけられております。塩化物イオンの測定は毎月１回以上、水銀、カドミウム、鉛などの国が定めた地下水等の検査項目におきましては年１回以上測定し、ホームページにおいてその結果を公表しなければなりません。

この規定に基づき、同施設においても水質検査が行われ、その結果が公表されているところでございます。

町といたしましても、施設が町に隣接しておりますことから、検査結果を注視していきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○田岡秀俊議長 三好郁雄君。

○三好郁雄議員 ありがとうございました。そこのところは十分お願いしておきまして、夜はどんどんと燃やしよるんです。煙突から出るのは水蒸気やということでありま

したが、実際は、これは県のほうも見に行っとるんです。昼間は県のほうからも行っとるんやけど、夜、私はちょっと疑問点が残るところがあるんです。というのは、昼の燃え方と夜の燃え方は全然違うという、これは私もわかるんです、水蒸気の上がりぐあいが。その灰が飛びよるんかどうかはわからん。そこのところの限定はできんのやけど、そこのところも実際はにおいが時と場合によっては流れるということは、やっぱり幾分何かが出よるんかなという。焼却しよる場合には、検査いうか、それは濃度ははかれんのですか。水蒸気で上がりよるところの濃度いうんは、それは全然限定はできんのか。

○田岡秀俊議長 答弁、住民生活課長、細原敬弘君。

○細原住民生活課長 三好郁雄議員の再質問にお答えいたします。

焼却施設の煙突から出ているものは、議員おっしゃられたように、ほとんどが水蒸気でございます、外気温によりまして、その水蒸気の見える度合いが違いますので、夜になると見える度合いが違うということになっているかもわかりませんが、ちょっと自分で確認したわけではないので、今の私の考えでございます。

それで、焼却施設のほうでございますが、焼却施設のほうにつきましても、焼却の維持管理につきまして公表が義務づけられておりまして、焼却室の排ガスの温度であったり、集じん機に流入する排ガスの温度、それから煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素濃度等は検査して公表するようになっておりまして、これは公表しているところでございます。以上でございます。

○田岡秀俊議長 三好郁雄君。

○三好郁雄議員 いや、今、言いよったのは、温度は大体800度ぐらいとは、この間、聞いたんです。夜と昼との、これは私も実際はわからん、目で見ただけやから。夜と昼は明らかに、夜見るんと、昼間見るんとは明るさが違うきん、多少は相違があるかもわからんけど、そこのところの検査いうのは、県のほうでもそれはできんのかな。CO₂の上りぐあいとか、一酸化炭素はどうなっとるかいう測定いうんはできんのかな。県の機関でもわからんかな。

○田岡秀俊議長 答弁、住民生活課長、細原敬弘君。

○細原住民生活課長 三好議員の再々質問にお答えします。

一酸化炭素濃度の調査ということで、それを昼と夜ということでしょうか。それにつきましては、県の許可でありますし、林庁でありますから、私どものほうがそれをする、しないというのは、ちょっと言えないところでございます。

先ほども申し上げましたが、焼却炉につきましては、ほとんど排ガスにつきましては、全ての有害物質等々を排除しまして、また、灰のほうも全てとりまして、安全なガスとして出されておまして、それがガスの温度が200度以下ぐらいの百七、八十度ぐらいで出ておりますので、最初、煙突からでて空気に冷やされて水蒸気が見えるということになりますので、外気温によって見え方が違うというふうなことで御理解いただけたらと思います。以上でございます。

○田岡秀俊議長 三好郁雄君。

○三好郁雄議員 大変めんどい質問であります。

要するに、施設がどんどん大きくなっていくんで、そのところ、綾川町とも、それと県とも一応いろいろ相談していただき、放置しとるいうんじゃないけど、時折、定期点検検査いうか、そういうような格好でもお願いしておきます。答弁は結構です。

我々の近くにあるもんで、施設が、実際、変なもんが出よったんではどうしようもないんで、ずっとこのまま置いたら、どんどん設備が大きくなって、いろいろな問題が出るかもわからん。ひとつ、そのところ、住民課長も大変やろうけどもお願いいたします。

以上で終わります。

○田岡秀俊議長 以上で、8番、三好郁雄君の発言は終わりました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、次回会議の再開は、あす、12月6日、午前9時30分といたします。本議場に御参集願います。

本日はこれにて散会といたします。

散会 午後3時35分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 3 0 年 1 2 月 5 日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員